



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	近松門左衛門『大経師昔暦』をめぐって（１）：貞享改暦前後の日本の社会構造
Author(s)	桑原，朝子
Citation	北大法学論集，64(2)，1-59
Issue Date	2013-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/53005
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR64-2_001.pdf



近松門左衛門『大経師昔暦』をめぐつて（二）

——貞享改暦前後の日本の社会構造——

桑原朝子

目次

序、

- 一、『大経師昔暦』の特徴——関連テキストとの比較を通して
- 1、実説と関連文芸作品

2、『大経師昔暦』の梗概と特徴

二、『大経師昔暦』の背景——貞享改暦を切り口として

1、改暦の必要性と国際関係上の意義

2、貞享改暦をめぐる朝幕関係

3、渋川春海の人脈と土御門家の事情

4、大経師浜岡家の孤立

5、浜岡家の断絶をめぐる疑い

6、道頓堀における浄瑠璃競演と安井家

三、『大経師昔暦』に表れた近松の認識と抵抗

1、支配権力と町人の関係

2、町人社会の構造と信用問題

(1) 町人のコミュニティーの性質とその変容

(2) 町人の経済活動と信用問題

3、近松の抵抗

(1) 道順夫妻と玉の意義

(2) 仏教による救済

結、

序、

近世前期、すなわち十七世紀から十八世紀前期は、徳川幕府による支配体制の確立に伴い、政治、外交、経済、文化

(以上本号)

のいずれの面でも大きな変化が見られる時代であり、これを象徴するかのように、貞享元年(一六八四)には、八百年以上にわたって途絶えていた改暦という画期的事業が行われた。様々な史料がこの改暦前後の変化の一端を伝えているが、その背後にある社会構造⁽¹⁾について全体的な見通しを与えるものは決して多くない。そうした中で、近松門左衛門の世話浄瑠璃『大経師昔暦』⁽²⁾は、暦の版行・販売権を握り巨利を得ていた京の大経師家において改暦直前の天和三年(一六八三)に起きた密通事件を素材としつつ、事件の実態よりはむしろ当該時期の社会構造を、鋭く捉えて描き出したテクストであると思われる。

世話浄瑠璃は、世話狂言に比すれば速報性が劣るとはいえ、現実の事件からあまり時を経ないうちに作られることが多いが、『大経師昔暦』は、事件により処刑された大経師の妻おさんと手代茂兵衛の三十三回忌の追善公演として企画されたようであり、事件の発生からテクストの完成・上演までにかかなりの年数を経ている点はやや特殊である。すなわち、その初演は正徳五年(一七一五)の春と推定されており、特に評判になったことを示す記録はないが、それは必ずしもこのテクストの拙さを物語るものではない。⁽⁴⁾ 実際、その内容は、記録等から窺われる当該事件の実説やそれを基にした先行文芸作品とは異なる点が多く、近松が時を掛けて練り上げたものと思われる。本稿は、こうした他のテクストとの差異に留意しつつ、『大経師昔暦』のテクストにおいて近松が何をいかに描こうとしたか、その背景に何があったか、ということ、主に改暦をめぐる問題を手掛りとして分析することによって、当時の社会構造に迫ることを目指す。⁽⁶⁾

一、『大経師昔暦』の特徴——関連テクストとの比較を通して

1、実説と関連文芸作品

大経師家の密通事件に関しては、実事件の記録や各種の文芸など多様なテキストが残されており、各ジャンルの持つ性質の相違により、テキスト間には有意な形式上の差異も見られる。しかし、『大経師昔暦』が際立っているのは、特にその内容の独自性においてであるため、ここでは主に内容面に絞って他のテキストとの比較を行いつつ、その特徴を明らかにしておきたい。

まず、基になった事件の実説については、諏訪春雄氏の優れた論考⁽⁷⁾が存在するが、これによっても、必ずしも当該事件の一部始終が明らかになったわけではない。諏訪氏も引用する一九〇九年の春蘿生氏の論文⁽⁸⁾によれば、当該事件と関係者の処分については、「京都所司代の法令類を輯め役人の参考にした書籍」の中に、密通者処罰の判例として載っていたようであるが、現在この史料は見当たらず、⁽⁹⁾そもそも事件の詳細を明らかにしようとしても客観性の高い手掛りは乏しい。ただ、関係者の処罰に関してのみは、春氏が右の史料によって以下のように述べており、⁽¹⁰⁾細部まで判明する。

烏丸通四条下ル町人経師意俊（他の書には皆意春とある）の女房さん、同家の手代茂兵衛、同じく下女たまの三人が申合せて丹波国氷上郡山田村といふ処へ立退いて居たのが捕へられて、天和三亥年八月九日に僉議の上さんたまは町預ケ茂兵衛は手鎖で三人共に茂兵衛の兄七兵衛方へ御預ケになり明日十日罷出る様申し渡された、即翌十日にはさん茂兵衛は牢舎、たまは意俊へお預ケになる、同年九月二十二日終に所刑となる事次の通り

磔

意俊女房

さん

同

同天下人さん密夫

茂兵衛

獄門

同天下女密夫の肝煎

たま

右町中引廻しの上栗田口にて被行刑罪

追放	本人茂兵衛の兄弟	利右衛門
同	同	武兵衛
同	同	七兵衛
同	宿仕候者	仁兵衛

右四人は丹波水上郡並三小郡御放追

其他半助、長兵衛といふ者も丹波国中並に京都追放、奉公人請人治右衛門九郎兵衛は本人を尋ね出した功に因り御構なく、縁者弥左衛門茂兵衛世話人も同様の訳で宥された。

処罰に関しては、より簡略な他の記録によっても裏付けられるものの、現在、事件全体について右の史料以上に詳細な記録は見当たらない。しかし、当時、この事件が人々の注目を大いに集めたことは、文芸に盛んに取り上げられていることから明らかであり、『大経師昔暦』以外にも、民間娯楽芸能の一種である歌祭文、井原西鶴の浮世草子『好色五人女』巻三の「中段に見る暦屋物語」などが、今日まで伝わっている。

このうち、歌祭文については、少なくとも二種類のヴァージョンが現存しており、それぞれ『大経師おさん茂兵衛』と『大経師おさん歌祭文上下』というタイトルを持つ。その成立年代は正確には分らないが、特に後者は、正本の板式などに鑑みると歌祭文としては比較的古いものと見られ、下限は遅くとも『曾根崎心中』の成立した元禄十六年(一七〇三)頃と推測されている¹²⁾。一方、いずれのヴァージョンの末尾にも、「姿は朽ちて名は残る。京でおさんと好色の五人女の一の筆。世の口ずさみ一昔。」という一節が見られることから、上限は、少なくともこの部分に関する限り、貞享三年(一六八六)二月に大坂で西鶴の『好色五人女』が刊行された後といえる。但し、一般に歌祭文は口頭で伝わ

るため途中で詞章が変化することもあり、特に冒頭や末尾に新しい章句を詠み込むのは容易であることから、中核部分は事件直後に既に作られ歌われており、その後、『好色五人女』が人気を博したことを受けて、これに関する文言を加えたという可能性も否定しきれない⁽¹⁴⁾。したがって、『好色五人女』との先後は確定できないが、歌祭文が、当該事件に関する一連の文芸の中では相対的に早い時期に成立したものであるとはいえる。二種のヴァージョンの間では、『大経師おさん歌祭文上下』の方が、より早く成立したと考えられるが、ヴァージョン間の語句の相違は僅かであり、筋書に關してはほとんど共通しているといつてよい⁽¹⁵⁾。それは以下の通りである。

おさんに思いを寄せる茂兵衛に仲立を頼まれた玉が、拾った文のふりをして茂兵衛の恋文をおさんに渡す。おさんがこれを開いてみると、茂兵衛のおさんに対する苦しい恋心が曆にまつわる語を交えながら綴られており、今は以春も江戸にいて留守なので一夜ばかりの情けをかけてくれ、とあった。おさんは玉を一旦は咎めるものの、茂兵衛が返事によつては今日明日にも死ぬと言っている、と聞いて心を動かされ、一夜を共にすることを承知する。思いを遂げた茂兵衛はこれを限りに出家して未来の罪を遁れようと言うが、おさんは一度過ちを犯せば同じことだと答え、逢瀬を重ねることになる。そのうちにおさんが懷妊して家にいられなくなり、茂兵衛と玉と共に愛宕参りに事寄せて家出し、丹波に隠れる。しかし、これを飛脚で知らされた江戸の以春が急遽馳せ戻り、大江山で皆さん達を見つけ出して連れ帰った。おさんは末代までの見せしめとして京の町を引き廻され、栗田口で処刑される。おさんは好色五人女にも書かれ、世の口ずさみとなったが、このような哀れは世にも稀である。

元禄年間（一六八八～一七〇四）までの初期の歌祭文は、一般に宝永年間（一七〇四～一七一一）以降のものと違つ

て演劇的構成をとらず、事実を平板に説明・報告する要素が強いと言われており、おさん・茂兵衛に関する歌祭文も、実説から大胆に離れて作り上げられたものではないと見られる。しかし、これらのテキストも、むしろ事実をそのまま伝えたものと見なすことはできない。特に初期の歌祭文が、死者の追善回向という祭文本来の役割を色濃く残している⁽¹⁷⁾ことは留意すべきであり、そのことが、事件に至るまでの様々な経緯や関係者の性格等を事細かに描き出すよりも、追善の対象であるおさん達の哀れさを強調することに力点を置く、という特徴に繋がっているように思われる。例えば、おさんの懷妊という出来事は、歌祭文以外のいずれの関連テキストにも見られず、虚構である可能性が高いが、これを付加することによって、不義に関し何ら責任のない子をも親と諸共に処刑する、という酷な結果が生まれることになり、哀れさが増している。さらに、暦にまつわる語を連ねて書かれた茂兵衛の恋文が、テキスト全体の三分の一近くを占めていることも、この点と関わっていると考えられる。この口調のよい手紙が、歌われた時の効果を狙っていることも確かであるが、恋文であるにもかかわらず、敢えて「八專」・「坎日」・「狼藉」・「大禍」・「凶会日」など凶日ばかりを重ねているために、聞き手に不吉な予感をさせ、歌祭文を初めから哀調を帯びたものとしているからである。同時に、暦関連の語の多用は、歌祭文の作者や歌い手達が、この事件が通常の町人の家ではなく暦の版行・販売という特権を握る大経師家で起きたものであることを、強く意識していたことも物語っている。

これに対し、歌祭文にも詠み込まれた西鶴のテキストは、同じ事件を素材としつつも、それが大経師の家で起きたということにはあまり注意を払っていない。タイトルこそ「中段に見る⁽¹⁹⁾暦屋物語」となっているものの、内容に大経師の家であるということが生かされているわけではなく、暦にまつわる語が多用されているわけでもない。後述のごとく、西鶴は、これ以前に貞享改暦に因んで『暦』という浄瑠璃を書いており、改暦についても大経師家の社会的位置付けについても知識が乏しかったとは考え難いため、恐らく敢えて暦の問題を捨象したのではないかと思われる。その一方、

暦とは無関係で歌祭文にも見られない様々なエピソードが含まれ、全体としてはかなり長くなっており、以下のような五段構成をとる。

第一段の「姿の関守」では、天和二年（一六八二）の春、安井の藤を見に来た帰途の美女達を京の男達が品定めしており、最後に登場したまだ十三、四の娘が抜群に美しいと評される。この「室町のさる息女、今小町」こそ、後に大経師の女房となるおさんであり、「いたづらもの」であったとは後になって分かった。

第二段の「してやられた枕の夢」では、おさんを嫁に迎えた大経師が三年ほど経って江戸の方に行くことになり、留守を預かるおさんの助けとして、実家から（実説の茂右衛門に対応する）茂右衛門⁽²⁰⁾という人物が送り込まれたところから話が始まる。この茂右衛門に対して腰元のりんが想いを寄せるが、無筆で恋文も書けなかったため、おさんが代筆してやった。だが茂右衛門は失礼な返事でりんをからかったので、これを懲らしめようと、茂右衛門がりと会うことを約束した夜に、おさんがりとすり替わって寝所に入る。ところが、おさんは思わず眠ってしまい、そこに忍び込んだ茂右衛門がすり替わりに気づかぬまま契りを結ぶ。目が覚めたおさんは驚くが、こうなった以上は身を捨てて茂右衛門と死出の旅路の道連れとなろうと覚悟を決めると、茂右衛門もおさんを想い、夜毎に通い続ける。

第三段の「人をはめたる湖」では、おさんが茂右衛門と共に石山寺に参詣し、琵琶湖に身投げしようと思ちかけるが、入水したと見せかけて落ち延び共に暮らそう、という茂右衛門の言葉にしたがって逃げることにする。この企みに欺かれ入水したと思い込んだ供の者達が、嘆きながら二人を探すが見つからず、泣く泣く形見を持って京に戻り、その噂が世に広がった。

第四段の「小判しらぬ休み茶屋」では、おさん達が丹波柏原にある茂右衛門の伯母の家へと逃れるが、逃避行の緊張

感は乏しく、丹波の茶屋の亭主が小判が何かを知らなかったり、茂右衛門がおさんのことを宮仕えしていた妹で二百両の蓄えもあると偽って伯母に紹介したところ、欲が出た伯母の計略でおさんがその悪名高い息子の嫁にされそうになったりする、といった滑稽なエピソードが語られる。その後、柏原を逃れたおさんと茂右衛門は、文殊堂で助命と引替えに出家を勧める霊夢を見るが、これも無視して道ならぬ関係が続ける。

第五段の「身の上の立聞き」では、都が懐かしくなつた茂右衛門が京へ上つてみるが、人々が自分の噂をしているのを聞き、さらに翌日には藤田狂言の場でおさんの夫の姿を見かけ、丹後に逃げ帰る。菊の節句の頃、丹波から毎年来る栗商人が大経師を訪ね、丹後でおさんと茂右衛門に生き写しの人を見たと言⁽²⁾。大経師が人をやると本当に二人だったので、これを捕らえ、二人は不義の科を逃れられず、仲立をした玉という女も共に引き廻され、栗田口で命を落とし、世の語り種となつて名を残したという。

この内容を歌祭文と比較すると、まず、第一・三・四段に関しては、歌祭文に対応する箇所がほとんど存在せず、恐らく西鶴が独自に創作した部分であると推測される。また、密通に至る経緯を記した第二段においても、歌祭文とは全く異なり、腰元のりんの茂右衛門に対する恋、りんとおさんのすり替わり、錯誤によるおさんと茂右衛門の密通、という一連の新しい趣向が凝らされている。この趣向は、後述するごとく、その意義をおよそ異なるものに変えながら、近松の『大経師昔暦』に生かされることになる。

歌祭文とは異なるが『大経師昔暦』とは共通する点として、西鶴が、京と丹波、すなわち都市と在地社会との対比を強調していることも注目される。この対比は、第四段における小判に関する話にとりわけよく表れている。丹波の者が小判を知らないという点は、金貨である小判を使うのは主に江戸であり、上方では銀遣いが中心であったことを踏まえ

たものと考えられる。よって、このことをもって丹波では貨幣経済が浸透していなかったと直ちに言うことはできないが、金銀の交換が日常的に見られる都市とは、経済のあり方や人々の認識が異なるということは、明らかに窺える。そして、後述のように、近松も、都市と在地社会の対比を、経済をめぐる意識の相違を中心に描き出している。この対比を描く際に西鶴と近松が共に圧倒的な重点を置くのはあくまで都市の側、換言すれば上方町人の側であるが、そのいかなる面に光を当てるか、という点において、西鶴は、歌祭文とも近松とも異なる態度をとる。歌祭文がおさん達の哀れさを前面に出しているのに対し、西鶴は、特に第三・四段を中心とする独自性の強い部分において、敢えておさんと茂右衛門のしたたかな面を描き出し、むしろ笑話に接近する。特におさんは、思いも寄らぬ密通であったにもかかわらず、その後は悔いることもなく積極的に不義を重ね、これを咎める霊夢も気にしないなど、軽薄で享樂的だが逞しい。こうした人物像も含め、西鶴のテキストには脚色も多いと推測されるものの、その名が歌祭文にも取り入れられるほどの評判になったのは、それが事実を忠実に写す以上に鋭くかつ的確に、当時の上方町人の新たな意識の一端を示していたためであろう。⁽²²⁾ 西鶴のテキストについてここで詳細な分析を全面的に展開することはできないが、西鶴が、上方町人の間に芽生えていた、既成の法や道徳などに囚われずに自らの思うままに生きようとする意識を肯定的に捉えた上で、右のようなおさん像に重ねて表そうとしたことは、疑いがないと思われる。⁽²³⁾

この西鶴のテキストは、歌祭文とともに、主に上方の町人に享受されたと考えられるが、当該事件は、必ずしも都市の内部でのみ人々の関心を引いたわけではなかった。在地社会、具体的には茂兵衛の故郷でその親族の子孫にあたる金川家が今も住んでいるという丹波にも、おさんと茂兵衛に関する説話が残っている。⁽²⁴⁾ 口頭で伝わってきたために、歌祭文と同様に複数のヴァージョンが存在するが、金川家の周辺で伝えられてきたヴァージョンの内容は、歌祭文や、西鶴、近松のテキストとは大きく異なっており、恐らくこれらとは独立に、事件後しばらくして成立したと推測される。⁽²⁵⁾ この

説話が都市で成立した文芸との間に直接の影響関係を持っていないとしても、歌祭文や西鶴のテキストとは別の観点から『大経師昔暦』の特徴を明らかにする有効な手掛りを与えるため、続いて概観しておきたい。その梗概は以下のとおりである。

おさんと茂兵衛は共に丹波水上郡内の由緒ある家に生まれ、両者は許婚^{いいなすけ}であつたという。船城の山田にあつた茂兵衛の実家の金川家には、虫干しに出すとどんな日照りの時にでも必ず雨が降るといふ貴重な刀が存在したが、これをおさんの親である油良の殿様に乞われて貸したところ、油良の殿様が又貸しをして刀の所在が分からなくなつてしまつた。そこで茂兵衛とおさんが刀を探すように命じられ、共に京の京師屋に奉公に出たが、おさんが当主に見込まれて京師屋の嫁となつた。しかしおさんと茂兵衛は互いを忘れられず、不義は御法度と知りつつ愛し合い、都を落ちて丹波まで逃げてくる。ところが柏原の沖田の森のお堂で一休みしている時に、おさんが咳をしてしまい、堂の縁で一服していた猿回しに怪しまれて、あの堂の中に人が隠れていると通報されてしまつた。その結果、ほどなく二人は役人に捕らえられ、京に送られて栗田口で処刑されたという。お堂の近くの人々は、咳さえしなければ捕まらなかつたものを、とおさん達を哀れがり、そこに小さな祠をたてて冥福を祈つた。その祠がいつしか咳の病気に効く神様として知られるようになり、多くの人が詣でるようになった。これが柏原町沖田にあるおさんの森であり、また山田にある金川家の裏山には茂兵衛の内緒墓があるという。

歌祭文や西鶴、近松のテキストと比較した場合、この説話は、おさんの出自やおさんと茂兵衛の関係、話の主たる舞台、といった点において、いづれとも決定的に異なる。まず、おさんの嫁ぎ先である京の「京師屋」については、経師

の長である大経師の家を指すと思われるものの、名前も示されず商売に関する話も皆無であるのに対し、おさんと茂兵衛の実家については、双方とも由緒ある家と述べられ、「油良の殿様」、「船城の山田」の「金川家」、と非常に具体的である。近世において、丹波は狭い領地に分割されて多数の小領主により治められており、「油良の殿様」も「金川家」も、こうした小領主ないしそれに準ずる層と考えられる。この両家の間で刀の貸借が行われるが、その刀は雨を降らすという農事にとって重要な効用を持っており、両家の間の親密な関係に基づいて使用貸借され、金銭の話は一切出てこない。これらのことは、この説話の関心が、明らかに京ではなく農村中心の丹波に向いており、そこでは長期的な人間関係を前提とする様々な贈与交換が極めて大きな意義を持っていたことを窺わせる。おさんと茂兵衛が許婚であったという独自の設定もこの点に関わる。そして、この設定ゆえに、両者の不義の意味が、他の関連文芸作品とはおよそ異なったものになる。形式上はおさん達の行為が不義にあたるとはいえず、許婚同士の間を裂いておさんを強引に嫁にした「京師屋」の当主の行動の方が非道であり、おさんと茂兵衛はこれに抗し、死罪になる危険も顧みず命懸けで愛し合った、という見方が可能になるからである。

要するに、この説話は、都市と在地社会という対立を、西鶴や近松のテクスト以上に強く意識した上で、一貫して在地側の視点に立っている。但し、在地社会といっても庶民よりは領主やそれに準ずる上層の人々に光を当て、彼らの間に存在する緊密な贈与交換関係に表される物的な紐帯に着目し、この上に、素朴ではあるが一見強い信義によって結ばれた関係が成り立つ可能性を見出す。しかし、これはあくまで可能性に過ぎず、説話は、そうした信頼関係の不安定さや基盤の脆弱さも同時に映し出している。金川家が家宝のごとき刀を無償で貸したり、それを親が紛失すると娘のおさんが必死で探し信頼を回復しようと試みたりする一方で、油良の殿様やその又貸しの相手には、刀を大事に管理しないという、使用貸借の前提となる高度な信頼関係を崩す行為が見られることは、そのことを示しているように見える。そ

して、この脆弱さは、都市側の問題と絡むことによって致命的なものになる。物的紐帯を表す刀を追いかけておさんと茂兵衛が都市へと出てくることは、「京師屋」に代表される裕福な都市町人が権力や財力に物を言わせて在地社会に介入し、刀を奪ったということを示唆する。さらにそれがきっかけとなり、在地社会から見れば、刀を追っていったおさん自身をも都市町人に取り上げられてしまい、おさんと茂兵衛が体现する強い信義で結ばれた関係が破壊されることになるのである。

このような説話が作成され、主に口頭によって伝わり、祠や供養塔と共に、丹波、中でも柏原においては現在に至るまで保存されてきたということは、当時、都市と在地社会、あるいは町人と小領主や農民との間に、意識の面における深い亀裂が存在し、その影響が長く残存してきたことを物語っており、注目に値する。この説話は、財力に物を言わせて在地社会に介入しそこに成り立っている一見強い信頼関係を破壊する都市町人への反感と恐怖や、個別の事情を顧みない幕府の苛酷な法への批判を窺わせるが、それは、何よりも説話を語り継いできた柏原の人々の意識を掬い上げたものと思われる。柏原はおさん・茂兵衛の密通事件が起きた時点においては天領であったが、元禄八年(一六九五)以降に織田氏を領主とする柏原藩の領地となり、以後明治期に廃藩になるまで、その財政は始終困難を極めたという⁽²⁷⁾。とりわけ宝永元年(一七〇四)には幕府から大和川改修工事の賦役を命じられたために、藩主は伝来の宝刀六十余口を⁽²⁸⁾売り、藩士の禄を廃し面扶持⁽²⁹⁾に替え、百姓等にも表高にに応じて出資させて、何とか諸費を捻出したものの、上下の困憊はその極に達したとされる。そうした中で、裕福な「京師屋」や幕府の酷い仕打ちによって哀れな運命を辿るほかなかったおさん・茂兵衛の説話は、人々の心を捉えたに違いない。しかし、その一方で、都市町人の描き方が単純であることにも表されているように、この説話が、素材となった事件の本来の主要な舞台である都市側の背景については精密には把握できておらず、それゆえ社会構造全体を十分に見通すには至っていない、ということも確かである。これに対し、

歌祭文や西鶴のテキスト等の他の関連文芸作品は、いずれも都市町人の側に着目したが、その中でも、当該事件の背後の社会構造全体を見通すことができたのは、以下の分析が示すごとく、『大経師昔暦』のみであったと思われる。

2、『大経師昔暦』の梗概と特徴

近松がおさんらの密通事件を文芸に仕立てようとするのは、西鶴のテキストが人気を博した後のことであり、しかも直ちに『大経師昔暦』の執筆に取り掛かったのではなく、まずはこの事件をもとにした歌舞伎狂言の作成に取り組んだようである。また、この歌舞伎は近松一人の作ではなく、京の万太夫座の役者兼作者であった金子吉左衛門、俳優一高との合作であり、当該事件をもとにした歌舞伎「大経師」が大坂で上演されたこと⁽³⁰⁾に触発されて作成したのではないかと思われる。『金子一高日記』によれば、元禄十一年（一六九八）七月二十日に近松⁽³¹⁾が金子のもとを訪れ、「おさん茂兵へノ狂言ノ相談」をしており、同月二十六日には「切狂言ヲサン茂兵へノ稽」とあって、その稽古をしたと思われる。よって、その後、万太夫座で、切狂言としてこの「おさん茂兵へ」が上演されたものと考えられるが、現在その正本の所在は分からず、『大経師昔暦』との相違を明らかにすることはできない。但し、日記の記述からは、近松よりも金子の方が作成の主導権を握っていたと推測される上、⁽³²⁾当時の歌舞伎役者と作者とでは、一般に役者の力が優位にあり、稽古の中でその意見を取り入れて変更を加えることも少なくなかったことに鑑みると、歌舞伎狂言「おさん茂兵へ」は近松の構想が十分に生かされたものではなかったと考えられる。歌舞伎や浄瑠璃における作者の立場が弱かった当時において、それは珍しいことではなかったのだろうが、早くから浄瑠璃本や芝居の看板に作者として署名をし、その内容に誇りを持つと同時に責任を負う態度を明確にしてきた近松⁽³³⁾にとって、作者の意向が重視されない舞台作りは、恐らく不

満の残るものであったろう。

それだけに、正徳五年（一七一五）の春、大坂の竹本座で上演された『大経師昔暦』は、近松が満を持して自らの構想を心置きなく展開した作品であったと思われる。その梗概は、次のようなものであった。

まず上之巻において、舞台は実説と異なる貞享元年（一六八四）十一月朔日の大経師家と設定される。⁽³⁴⁾ 十一月朔日は、来年の暦を初めて披露する日であり、大経師家にとっては一年中で最も喜ばしく、また忙しい一日である。祝いと称して訪れたおさんの母は、夫の道順が財政の苦しさから家を二重に質入れしてしまい、当月の三日までに利子二貫百目を払わねば二重質入れが露顕してしまうが、あと一貫目が工面できず困っていることをおさんに語る。おさんは一貫目の調達を手代の茂兵衛に頼むが、引き受けた茂兵衛は、主人の以春の判を無断で白紙に押しているところを重手代の助右衛門に見られてしまい、以春に問い質される。茂兵衛に想いを寄せる中居の玉が、自分が金策を頼んだと訴えて庇うが、玉に気がある以春はかえって憤り、茂兵衛を隣の空き家の二階に監禁する。

夜更けにおさんが玉の寝所に礼を述べに行くと、玉は以春が毎夜忍んで来て口説くことを告げ、おさんは以春に恥をかかせようと、玉と部屋を取り替えて待つことにする。そこへ、玉の恋慕の情を知り、昼間の礼にこれを晴らさせようと思った茂兵衛が忍んで来るが、おさんは以春だと思って肌を合わせる。以春が戻り、迎えに出た助右衛門の行灯の光で、おさんと茂兵衛は人違いに気づき驚く。

中之巻では、玉の伯父で請人でもある赤松梅竜の家が舞台となる。岡崎村で太平記講釈をしている梅竜のもとに、おさんの間男の仲立をしたとして、助右衛門に縛り上げられた玉が連れて来られる。梅竜は、助右衛門を追い返すと、おさんを主人と頼んだ以上、そのためには命を惜しむな、と玉に諭す。一方、二人で家を飛び出したものの、玉が心配に

なったおさんと茂兵衛も梅竜の家の前までやって来る。二人は、自分達を氣遣う玉の言葉を立聞きして涙に暮れるが、そこへ道順夫妻が通りかかる。おさんを叱りつける道順の前で、茂兵衛は自分一人が咎を負うと言うが、おさんは聞き入れず、二人で茂兵衛の在所である丹波の柏原に逃げることになる。道順はおさんの命を助けたい一心で、家質の利子にあてるために黒谷の和尚より借りた銀一貫目を、落としたふりをして二人に与えて逃がす。

下之巻では、奥丹波柏原に場面が移る。落ち延びて茂兵衛と共に借家住まいをしていたおさんは、正月の万歳に見破られて恐ろしくなり、茂兵衛も、駕籠舁きの噂話から、自分達の隠れ場所が知れて役人が探しに来ているらしいと知り、逃げようとする。しかし、道順からもらった銀一貫目の残りの八百目を家主の助作に預けていたため、これを返してもらおうと待っている間に、捕手の役人が来て二人は捕まる。そこへ梅竜が玉の首を持って駆け付け、全ての罪を玉にさせて二人の命乞いをするが認められず、先に来ていた助右衛門と揉み合うが止められ、役人は京都におさんと茂兵衛を護送する。

この後に、道行の暦歌が挟まれ、栗田口刑場の場面へと転換する。自分達を身代わりにして二人を助けてくれ、と懇願する道順夫妻が追い払われたところへ、黒谷の東岸和尚が駆け付けておさんと茂兵衛に衣を被せて助け、人々も道順夫妻も喜びの声を上げる。

以上の梗概に表れている限りにおいても、実説や関連する文芸作品との相違、換言すれば本テキストの特徴は、多岐にわたっているが、ここでは、その中でも殊に重要と思われる点を指摘することとしたい。

第一に、『大経師昔暦』は、西鶴のテキストや柏原に伝わる説話と異なり、密通事件が通常の町人の家ではなく暦の版行・販売という大きな特権を握る大経師家で起きた、という事実を強調している。この点は、歌祭文とは共通しており、実

際、下之巻の暦歌には、歌祭文から取り入れたと思われる句が少なからず含まれている⁽³⁵⁾。但し、歌祭文が専ら暦関連の語の多用に止まるのに対し、『大経師昔暦』は、通常の町人とは桁違いの利益と待遇を得ていたという、大経師の社会的地位付けについても強い関心を払い、その点をも明瞭に描き出している。このことは、以下に述べる他の特徴とも関わり、事件の背後の社会構造全体に目を向けるという、このテクストの根本的なあり方と結び付いていると考えられる。

第二に、『大経師昔暦』においては、いずれの関連作品とも違って、おさんと茂兵衛の間に終始一貫して恋愛感情がない、すなわち真の不義ではない、という設定になっていることが特徴的である。中之巻における二人に不義のあやまりは、微塵ほどもなければ(五六〇〜五六一頁)というおさんの言葉は、そのことを端的に示しており、この設定は、廣末保氏によって「意志なき姦通」⁽³⁶⁾と称されて以来、多くの研究者の注目を集めてきた。意思によらない、つまり錯誤による姦通は、もともと西鶴の考案した趣向であり、近松はこれを受け継いでいるといえるが、西鶴が、おさんと茂右衛門が事後的にはむしろ積極的に不義の關係にのめり込んで行く展開にしたのに対し、近松は敢えてそれと対極的なあり方を設定した。その結果、おさんと茂兵衛は、事件当時の行動に過失が全くなかったとまでは言えない⁽³⁷⁾としても、互いの間における密通の意思はおよそ持っていなかったばかりか、事後的にも不義の關係に入ることは決してなかったにもかかわらず、形式的に幕府の法に拠るならば、命をもって償わねばならないことになり、その処罰の残酷さが際立つことになる⁽³⁸⁾。

もつとも、おさんと茂兵衛の間に恋愛感情はないが、おさんが実家のための金策を「頼むはそなたばかり」(五三八頁)と茂兵衛に依頼し、茂兵衛が「お前とてもお主^{しゅう}、親の恥は娘の恥、舅の恥は婿の恥、二人のお主の恥をすゝぐは、畢竟お主の奉公」(五三九頁)、と快く引き受けることに表れているように、以前から両者は信頼関係で結ばれていたといえる。そして、その信頼関係の前提に存在した、主人の妻と使用人という距離のある上下関係の意識が、事件後の逃避

行を通じて変化し、より水平的で強い連帯の関係が生まれることも確かである。道順夫妻の面前で、夫妻がおさんの命を助けてくれるなら自分一人が咎を受けて死にたい、と言う茂兵衛に對して、おさんは明確にこれを拒否し、「我一人生き存ながらへ、言訳が立つほどなれば、二人生きても同じこと」(五六三頁)と言い放つ。また、おさんと茂兵衛の互いの呼び方に表れる敬意も変化を見せ、次第に對等になってゆく⁴⁰。

恋愛関係とは異なる、この水平的で強い連帯は、『大経師昔暦』にのみ見られるものであり、近松は明らかにこれを重視している。だが、彼は同時に、これをさらに凌ぐ非常に強固な絆を、おさんとその両親である岐阜屋道順夫妻との間に見出す。そして、おさんらの悲劇によって生じたもう一つの悲劇、すなわち廣末保氏の言う「從属的悲劇」⁴¹として、道順夫妻の悲劇を極めて印象的に描き出すのであり、この点は、本テクストの第三の特徴といえる。道順夫妻の悲劇が切実なのは、近松が、先述のとおり大経師の特異な社会的地位と経済力に目をつけ、これと岐阜屋の経済状態を巧みに絡めて、裕福な大経師以春が身代の潰れそうな岐阜屋を助ける代わりにおさんがそのもとに嫁ぐ、つまりおさんが大経師にいわば質にとられた関係になっている、と設定したためでもある。現実の大経師家とおさんの実家の間に、こうした関係が存在したか否かは分からない。だが、大経師家が出した経済力を持っていたことは事実であり、一方、「下立売」(五三七頁)に屋敷を持っていた、本来なら「婿を取つて、家を継がす」(五五九頁)ほどの格式ある「昔の株の家」(五三七頁)だが、物入りが続いて身代が傾いている、と描写される岐阜屋も、後述するごとく当時の没落町人の典型に当てはまり、現実味があるといえる。さらに、両家がそれぞれに持っている人脈や債権債務関係なども丹念に書き込まれており、それをも生かしながら両家の関係は周到に設定されていて、そのあり方が、おさんが以春に踏みにじられ、さらには密通事件に繋がってゆく伏線にもなっている。そのため、テクスト全体が、他の関連作品とは質的に異なるスケールを獲得しているのである。

第四に、道順夫妻の悲劇と同様に、従属的悲劇でありながらも非常に重要な意義を持つものとして、玉の悲劇を描き出したことも、他の関連作品には見られない特徴である。実説や歌祭文、西鶴のテキストにおいても、玉という名やこれに対応する人物は現れるが、総じて軽い扱いをされている。これに対し、近松は、玉におさんや茂兵衛に匹敵するほどの役割を与えていると言える。玉が茂兵衛に想いを寄せているという設定は、西鶴のテキストに出てくる腰元のりんから着想を得たものであるうが、玉に対する扱いは、西鶴のりんに対する場合とは全く異なるものになっている。すなわち、西鶴のテキストにおいては、りんはおさんと茂右衛門の錯誤による密通のきっかけを作り出す存在に過ぎず、おさんらはその後りんの想いなど少しも気にかけずに不義にのめり込み、りんの名がテキストに現れることはなくなる。

しかし、『大経師昔暦』においては、玉はおさんと元来親しく、さらに、茂兵衛の窮地を救おうとして結果的にはおさんを救った玉の行動と、おさんと玉の双方の心を踏みにじる以春の行動とを背景として、主人であるおさんとの間に、『前の世の姉か妹か』(五四五頁)と言われるほどの水平的で強固な連帯を築き上げてゆく。そして、おさんが家を出て別れ別れになった後も、おさんが茂兵衛に対して、「とてもわしらは今日あつて明日ない身、命を命と思はねども、いとしや玉はどうなりやつたと、案ずるはこればかり。」(五五六頁)、と述べれば、玉は伯父の前で自分の死は覚悟していると言いつつも、「茂兵衛殿はどうしてぞ、いとしはおさん様、どこにどうしてござるやら、常がはかない正直な心を知つたわしなれば、何かに思ひやります」(五五八頁)、と泣くように、共に身を捨てて互いのことを思いやる。そればかりか、おさんと茂兵衛の間に一貫して恋愛感情がないとし、丹波に逃れた後においても、「さていとしは幼馴染の以春様、こなたもわしも微塵濁らぬこの心」(五七〇頁)、とおさんに言わせることで、もし以春が許せばおさんは以春のもとに戻り、茂兵衛とこれを慕う玉とが結ばれる、という西洋の喜劇のような結末の可能性さえ垣間見せて、玉の想いを尊重するのである。結局そうした結末にはなっていないが、そのような解決の可能性があり得ると意識されて

いたことは、おさんを助けたい一心の道順の、「たつた一つの頼みには、以春の方へ手を入れて、心を宥めみるばかり」(五六三～五六四頁)、という言葉にも示唆されている。こうして近松は玉を極めて重んじた上で、玉が唯一の肉親であった伯父赤松梅竜の手によりおさんと茂兵衛の身代わりとして殺され、しかもその犠牲が二人を助けるためには全く役立たない、という厳しい結末を取って突きつける。この過程と結末の落差のゆえに、玉の悲劇は受け手に強烈な印象を残すのである。

近松は、このように玉の劇中での救済は避けたが、おさんと茂兵衛については、最後の場面で、道順夫妻の檀那寺の僧と思われる黒谷の東岸和尚を唐突に出現させ命乞いをさせることによって、救済を行っている。この点は、先行文芸作品には見られないものであり、年忌浄瑠璃であることを意識して構えられた独自の結末と考えられ、このテキストの第五の特徴であるといえる。もともと、この救済の意味については、解釈が基本的に二つに分かれており、二人の命が助かったとみる説と、命は失うものの仏の力で極楽往生できるという意味において救済を得たとみる説がある。⁽⁴³⁾ いずれも決定的な論拠には欠けるが、敢えて言えば後者の方が、二人の磔の予兆が見える中之巻の末尾(五六五頁)や下之巻の暦歌の内容をはじめとするテキストの他の部分との整合性という点で勝っており、より適切であるように思われる。また、追善のために書かれている以上、何らかの救済を示して希望のある結末にすることは必要であるが、その内容は助命でなくとも構わないのであり、近松の他の年忌浄瑠璃には、ほぼ実説通りに明らかに主人公を死なせたものもある。⁽⁴⁴⁾ ここでは、救済の現実の効果よりも、救済をデウス・エクス・マキナとしての僧に託した、という点に着目すべきであろう。

以上の五点に特に示されているように、近松は、実説とも関連の文芸作品とも、敢えて大きく異なる描き方をしているといえる。それがなぜであるかを探るためには、まずテキストの背景、換言すれば近松が素材とした事件を通して捉

えていたものを明らかにする必要がある。当該事件には種々の側面があるが、第一の特徴として挙げたように、近松は、それが暦の版行・販売権を握る大経師家で起きたことに着目しており、現実はその直後に、貞享改暦という、国際関係や朝幕関係から庶民の生活にまで関わる一大変動が起き、その中で大経師の家は取り潰しに遭っている。そこで、続いてこの改暦をめぐる動きを中心に見てゆくこととしたい。

二、『大経師昔暦』の背景——貞享改暦を切り口として

1、改暦の必要性和国際関係上の意義

日本における暦の使用は、少なくとも六世紀後半まで遡ることができ、中国の太陰太陽暦を朝鮮半島経由で輸入していたことが判明している。⁽⁴⁵⁾その後九世紀までは、中国における新たな暦法の採用に倣って改暦が繰り返されてきたが、貞観四年(八六二)に宣明暦が採用されてからは、八百年以上にわたり改暦が行われていなかった。

貞観期を最後に改暦が途絶えたことの要因は、日中関係の変化にあると考えられる。貞観期は中国文化輸入のピークにあたり、その後、特に十世紀後半のいわゆる摂関体制の確立以降、官人達から、儀礼・行政・法制度等について中国から学ぶという姿勢が、急速に失われてゆくからである。その頃から官職が世襲化したこともこの傾向に拍車をかけ、多くの官人達が自分の家を守ることに汲々とし、新しい技術の積極的な導入を図らなくなるが、⁽⁴⁶⁾暦道を含む陰陽道の家の賀茂氏と安倍氏もその例外ではなかった。十一世紀後期以降は賀茂氏が暦道をほぼ独占するようになるが、⁽⁴⁷⁾戦国時代にはその血統が一時断絶した⁽⁴⁸⁾ことなどもあり、日本は世界における暦法の進歩からますます取り残されることになった。

それでも日本国内においては、近世に入るまで、先例の集積を生かした朝廷の暦道の相対的な優位は変わらず、⁽⁴⁹⁾その用いる宣明暦の問題点が議論されることはなかった。しかし、徳川幕府の下で社会が安定し始めると、和算家らによる暦算研究が流行し、⁽⁵⁰⁾現行の暦に対しても批判の目が向けられるようになってゆく。そうした中、寛文十二年（一六七二）に、宣明暦による月食の予報が外れ、宣明暦の問題点はもはや誰の目にも明らかになった。将軍家綱の補佐役として幕政を動かしていた会津藩主保科正之も暦学に対して関心の高かった一人であり、これを機に、正之の主導の下に、幕府内で改暦が検討され始める。⁽⁵¹⁾正之自身はその年のうちに死去するが、彼が暦学に通じた人物として高く評価していたのが、幕府の役人で碁打ちであった二代目保井算哲、すなわち後の渋川春海⁽⁵²⁾であった。正之は、老中稲葉美濃守正則に対する遺言において、近年中に公武に奏して改暦を春海にやらせるように、と指示したとされる。これを受けて、延宝元年（一六七三）、春海は、中国の暦法中で最も精密といわれた元代の授時暦の採用を願い上表するが、宣明暦が当てた同三年の日食の予想を授時暦は外し、改暦の気運は低下してしまう。だが、春海はあきらめずに授時暦を見直し、北京中心の授時暦を日本で用いると、北京と京都の経度の相違による誤差が生じることを発見して、これを修正した日本独自の暦法「大和暦」を編み出した。朝廷では、貞享元年（一六八四）三月、ついに宣明暦を廃止することを決めるが、代わりに採用されることになったのは、大和暦でも授時暦でもなく、明の大統暦であった。これは、京都所司代稲葉正通に仕えていた儒家谷三介らが⁽⁵³⁾大和暦に反対し、大統暦を強力に推したためのものであるが、結局、大統暦よりも実測に基づく大和暦の方が優れていると分かり、同年十月二十九日、改めて宣旨が出され、大統暦に代えてこちらを採用し、「貞享暦」と名付けて翌年より施行することとなった。

中国の暦法をそのまま採用するのではなく、日本で新たに作成した暦法を採用するのはこの時が初めてであり、貞享暦は、少なくとも観念上の日中関係を大きく変える画期的意義を有していたといつてよい。なぜなら、それまで暦の授

受は、中国を中心とする国際的な秩序を可視化する役割を果たしていたからである。すなわち、中国においては天を觀察して暦を公布するという「観象授時」は、天子たる皇帝の権限かつ責務であって、改暦は王朝交替にあたり天命を受けたことを明示する受命改制の中心にあり、皇帝から暦を授与されることは皇帝に対して臣従の礼をなすことと見なされていた。⁽⁵⁴⁾日本は、一時期を除いて中国の冊封体制には入らなかったが、自主的に中国の暦法を採用し続ける一方で、九世紀を最後に中国の新しい暦法を取り入れることを放棄し、八百年以上も放置していたことは、中国中心の国際的秩序に組み込まれつつも被冊封国とは異なる距離を保つという、その微妙な立場をよく示しているともいえる。そうした中で新たに日本独自の暦法を採用することは、中国からの独立性をさらに強めるという意味表明としての意義を持つと考えられる。⁽⁵⁶⁾

しかも、春海は、貞享暦を作成した際、中国から多くを学んだにもかかわらず、敢えて「大和」暦と名付けた。そのことは、自らの編み出した暦法と自国に対する彼の強い自負心を窺わせるが、こうした意識は、彼が貞享暦の作成と並行して著した『日本長暦』に一層明確に表れている。『日本長暦』は、神武東征以来のおよそ二千三百五十年間の暦日を推算・考証の上再現し、日本で初めて長暦（過去長期間の暦日表示したもの）の形にまとめたもので、日本の古暦研究の先駆けといえる。その序において、春海は、冒頭に「伊弉諾尊」が「日之三天」を測ったという、師事していた山崎闇斎の垂加神道の秘伝を記し、さらに「神武天皇」の時に正月を年始とした、とあたかもその時代から暦の觀念が存在したかのように述べて、⁽⁵⁵⁾神話の時代に始まる日本の暦の歴史を創出し、その系譜上に貞享暦を置こうとする。

もつとも、歴代の天皇と暦法を結び付けて語る春海の言説は、対内的には、幕臣でありながら改暦に取り組もうとする自らの立場の危うさを露呈するものでもあった。それは、暦法の採用と暦の公布が、まさに天皇がこの国を統治することの象徴として、朝廷の管轄下で行われ続けてきたことをも示していたからである。幕臣が外から介入して改暦を進

めることは、この体制を揺るがすものであり、様々なレヴェルで軋轢を起こす可能性が生じたといえる。

2、貞享改暦をめぐる朝幕関係

改暦が問題になり始めた十七世紀において、暦の作成・販売については、天皇の命を受けて暦家が原案を作り、その指示の下に大経師をはじめとする特定の暦屋がこれを印刷して頒布・販売するという体制が、少なくとも建前上は確立していた。実際には、現存する当時の各地の暦本には暦日の相違が見られ、各地の暦師が勝手に暦を推算していたことが窺えるが、⁽⁶⁰⁾明暦四年（一六五八）には、天皇の意を受けて、地方暦師による勝手な開版の取締りを大経師「権之助」に任せることを確認した下知状が出されており、⁽⁶¹⁾朝廷には依然として造暦・頒暦体制をコントロールしようとする意思があつたといえる。一方で、徳川氏は、天正十八年（一五九〇）の関東入国以来、大経師の刷る京暦ではなく、地方暦の一つである、三島大社が頒布していた三島暦を使っており、貞享改暦まではこれが幕府の公式の暦とされていたと考えられている。⁽⁶²⁾朝廷との繋がりが強く販売暦数でも最大規模を誇る京暦ではなく、敢えて地方暦を採用したのは、幕府が朝廷から一定の距離を保とうとしたためとみることもできよう。

しかし、幕府主導で改暦を進めるということは、ただ幕府が朝廷からの独立性を強めるというに止まらない。たとえ天皇の命による改暦という形式をとったとしても、幕府が実質的に作成する暦に朝廷を従わせることになるのであり、朝幕の立場を逆転させかねない意味を持つ。したがって、これについては朝廷方からの反発があることが当然に予想され、実際、幕府に言われるままのやり方で改暦を行うことを快く思わない者もいた。特に左大臣近衛基熙は、改暦がほぼ確実となった天和四年（一六八四）以降、改暦は天下の重大事であるから公卿の合議たる「仗議」を開くべきである

という考えを再三表明し、今度の改暦は「武家執奏」⁽⁶³⁾によるものであるから「仗議」等ではなく「穩便之儀」で行うべきであるとして簡略な手続で事を進めた関白一条兼輝⁽⁶⁴⁾を強く非難するとともに、靈元天皇が最終的に関白の考えに従ったのは関白が幕府方の権威を借りて強いたためではないか、と日記に記して、幕府に対しても不満を露にしている⁽⁶⁵⁾。但し、右の記載は、あくまで自らの子孫やごく親しい者にしか見られることを想定していない日記中のものであり、そこに、左大臣であった基熙を飛び越す異例の形で関白に就任した兼輝や、近臣を重用して自らの思うままに朝廷を動かそうとする靈元天皇に対する感情的な軋轢⁽⁶⁶⁾が、強く反映されていることは否めない。また、基熙は、日記においては幕府についての批判や鬱憤も率直に述べる傾向があるが、基本的には、朝廷復古を目指す靈元天皇とは対照的に、幕府による朝廷統制策を容認し朝幕協調をはかろうとする立場をとっており、日記に示された考えの通りに表向きも行動していたとは必ずしも言えない。しかも、基熙をはじめ朝廷の一部の高官達が反発したのは、主に改暦の手続面において公卿の合議や先例を重んじないことに対してであったと見られ、実質上幕臣が作成した暦を新たに採用するということが自体に対しては、表立って強く抵抗し続けた形跡はなく、改暦をめぐる朝廷と幕府が激しく対立する事態には至らなかったといえる。

このように深刻な衝突を避けられたことには、そもそも当時の朝廷と幕府の関係が表向きは相対的に安定していたことが関係していると思われる。この安定は、主に時の將軍徳川綱吉が、朝廷復興を政策として掲げ、靈元天皇をはじめ朝廷方が強く望んでいた儀式の再興⁽⁷⁰⁾に前向きな姿勢を示すとともに、幕府内への神道方の設置などを通じて朝廷由来の文化の移入を図り、朝廷を將軍家の権威の源泉として位置付けようとしたこと⁽⁷¹⁾によって齎された。もつとも、綱吉は、その一方で、公家の職務精励を命じる法令等の制定を朝廷方に促し、また自ら法令を發布することによって、朝廷統制の引き締めも図っている⁽⁷²⁾が、それが可能であったのは、幕府が朝廷の多少の反発は抑え込める力を持つに至っていたか

らでもあった。すなわち、こうした力を背景とした幕府の硬軟両様の朝廷対策が一定程度功を奏していたがゆえに、改暦の提案も頑強な抵抗を受けることなく認められたと考えられる。

さらに、改暦が実質的には幕府主導で行われながら形式的には朝廷主導という外観がとられたことも、無用な軋轢を避けることに繋がったと思われる。この点は、暦を実際に作成するレヴェルで生じる緊張関係、すなわち朝廷で暦の作成を担当してきた暦家と新たな暦法を提案する幕府の役人との間で起こり得る対立とも関係している。宣明暦の欠点を克服する新たな暦法を編み出したのは先述の通り渋川春海であり、実際、將軍綱吉や幕府の役人達が貞享改暦を幕府の事業と認識していたことは、春海が改暦を成功させた功績によって貞享元年（一六八四）十二月に幕府天文方の職に就いていることからも窺える。⁽⁷³⁾しかし、改暦を進める上で、春海や幕府の役人は独断で事を運ばず、朝廷で陰陽道を掌る土御門家に先に話をつけたと推測される。当時、陰陽道の家としては、賀茂氏の系譜を引く幸徳井家と安倍氏の系譜を引く土御門家があり、このうち、暦道を専門としていたのはむしろ前者であったが、卜筮よりも暦道の方が地位が高い中国と違い、卜筮や祈祷の方が重視されていた日本では、これに長じる後者の方が、前者よりもやや力があった。さらに、土御門家の当主泰福は個人的に靈元天皇と親しく、⁽⁷⁴⁾後にはたとえ天皇が遠島に遷幸されても御供すると誓っているほど固く結ばれた関係にあった一方、少なくとも改暦の数年前から渋川春海とも交際があった。『泰福卿記』の延宝四年（一六七六）や同九年の記事には、春海を指す「保井算哲」の名が頻出し、天文や暦の話をしたことが記されており、同じ頃に、春海と泰福が山崎闇斎に対して垂加神道の相伝に関する誓文を相次いで提出していることから、神道の同門としての繋がりもあったことが窺える。したがって、泰福は、改暦に際し朝廷と幕府とを結び付けるには最適の人物であった。こうした関係を背景として、天和三年（一六八三）十一月、泰福は宣明暦が天体の動きに合わなくなっていることを指摘すると共に、暦数に通達した渋川春海を改暦に従事させるよう推挙するが、⁽⁷⁶⁾改暦作業を進めるよう勅を受けたのはあ

くまで泰福本人で、改暦の宣下も春海ではなく「陰陽暦道博士」に対してなされた⁽⁷⁷⁾。そのため、天皇や公家達の間には、改暦を実質的に進めたのは土御門家で、幕府の役人たる春海はその補助員に過ぎない、という幕府方とは異なる認識があったと見られ、この認識のずれも朝幕双方に幸いしたと考えられる⁽⁷⁸⁾。

3、洪川春海の人脈と土御門家の事情

右に述べたように、洪川春海と土御門泰福との間に密接な交流があったことは、朝廷と幕府の衝突を避けて改暦を成功させるために重要な役割を果たしたと思われる。但し、その交流が、学問的関心の共通性のみに基礎づけられたものではなく、他のコンテクストによっても支えられていたことは無視しえない。中でも、春海が有力者との間に築き上げていた人脈と、幕府と良好な関係を持ちたい土御門家の事情は、二人の交流のみならず、改暦のあり方にも直接的な影響を及ぼしたと思われる。

まず前者について言えば、これがなければ春海の主導による改暦は実現しなかったと思われるほど決定的な意味があった。そもそも、暦数に通じ改暦の必要性を感じていた暦学者達は少なからず存在したにもかかわらず、春海の改暦の提案が取り上げられたことには、彼の暦学の才能ばかりでなく、幕府を支える有力者達の支援があったことが関係しているといえる。春海は長輩ではあったが、碁打ちとしての役目上、將軍の前で囲碁を行う御城碁への出勤を通じて、早くから將軍家綱や保科正之に知られる機会に恵まれ、また碁打ちを管轄していた寺社奉行との間にも交流があった⁽⁸⁰⁾。さらに、將軍家にも一目置かれていた水戸藩の徳川光圀とも親しかった上、譜代大名、京の有力町人などとも広く交際していたと見られる⁽⁸¹⁾。

このように豊かな人脈の中でも、保科正之との交流は春海にとってとりわけ重要な意義を持った。暦学に加え、儒学や神道にも関心が高かった正之のもとには、山崎闇斎や神道家の吉川惟足なども出入りしており、春海の神道に関する知識や人脈を広げるきっかけにもなったと考えられるからである。そして、神道は、春海と土御門泰福をさらに強く結び付けるために大きな役割を果たした。泰福は、自家に伝わる陰陽道から仏教色を取り除いた上、これを闇斎の垂加神道と習合して安家神道と自称するようになったが、垂加神道を受け継ぎつつ自らの神道説を打ち立てようとした春海は、若い泰福の門弟となつて、この安家神道の伝授を受けているのである。⁽⁸⁴⁾

しかしながら、両者が互いの神道説の内容を正確に理解し、思想上の関心を共有していたかは相当疑わしい。例えば、春海は陰陽道による運命観を否定し、占星術を採らないと明言しており、彼の神道説が安家神道の実質を十分に継承しているとは必ずしも言えない。『春海先生実記』⁽⁸⁵⁾には、泰福が春海のことを、垂加神道で崇められる「猿田彦神」や、土御門家の先祖「清明社」、すなわち安倍晴明の「化身」であると絶賛した、とあるが、全般にわたって春海称賛の著しい本書の記述は信憑性が低く、またもし事実であったとすれば、互いの神道説の間の緊張関係を敢えて無視した盲目的な賛辞は、かえって両者の関係が、思想や学問以外のコンテクストに左右されていることを疑わせる。春海が、泰福から神道奥義を伝授されたのは改暦宣下の前年にあたる天和三年（一六八三）であり、その後関係から推して不自然なものを内蔵する、という指摘もある。⁽⁸⁶⁾ 実際、春海にとって、暦家の当主で朝廷の高官である泰福との結びつきが、自らの主導で改暦を実現するために大いに助けになることは言うまでもなく、一方で泰福にとっても、幕府の有力者に顔が利く春海と交流することには、非常なメリットがあったと思われる。当時、土御門家には、幕府との関係を早急に強化したい事情があったからである。

その事情とは、主に陰陽道家同士の覇権争い、すなわち土御門家と幸徳井家との対立に関わる。陰陽道の家として総

体的に見た場合、土御門家は幸徳井家よりもやや有力であり、陰陽道の長としての陰陽頭の官職も担うことが多かったものの、十七世紀前期以降においては、陰陽頭を三代続けて幸徳井家の者が務めており、両家の力の差は小さく、またその間に深刻な対立もなかった。しかし、十七世紀後半に入り、全国各地で祈祷や占いを行っている民間の陰陽師をどう支配するかが問題になると、両家の間に亀裂が入り始める⁽⁸⁷⁾。この問題が持ち上がった直接の契機は、寛文五年(一六六五)、幕府が諸社禰宜神主法度を発布し、全国の中小の神社の神職支配を吉田家に認めるようになったことであり、全国の神職が吉田家の支配に入るのならば、陰陽師の支配は京の陰陽道家のどちらかに任されるのではないか、という期待が両家に出てきたためである。さらに、陰陽道家が積極的に全国の陰陽師支配に乗り出さなければ、性格付けの曖昧な民間の祈祷師が、吉田家や、江戸初期以来組織化を進めていた修験道の本山派や当山派の支配下に取り込まれてしまうのではないかという不安も同時にあったものと思われる⁽⁸⁸⁾。

幸徳井家も土御門家も、都やその周辺には、配下の陰陽師をそれぞれ抱えていたが、それを超えて全国の陰陽師を支配するには至っていなかった。当時の全国の陰陽師の正確な数は分からないが、土御門家がその支配権を得た後の十九世紀前期の史料には、「当時土御門家の配下なる陰陽師ども、三ヶ津は勿論の事、国々に散在せしその数、万人なるべし」との記述が残っており、近世前期においても相当な数に上っていたことは確かである。陰陽道家にとって、陰陽師を配下におさめるということは、職札という一種の免状を与えて彼らの活動を保証する代わりに貢納金をとることができる、ということの意味しており、全国の陰陽師を一手に支配することができれば莫大な利益が得られることになる。よって、両家の間で熾烈な配下獲得競争が起き始め、同時に従来さほど重視されていなかった陰陽頭のポストをめぐる争いも激化する⁽⁹⁰⁾。こうした争いに勝ち全国の陰陽師の支配権を手に入れるには、当時朝廷内の人事を左右していた霊元天皇⁽⁹¹⁾の寵を得ることに、幕府方の支持を取り付けることが不可欠であったと考えられる。この二点のうち、前者については、霊

元天皇と親しかった土御門泰福は有利であつた。だが、靈元天皇とその寵臣である近習衆が関白や幕府の意向を輕視して政務を進めることに對し、幕府方からの警戒・統制の動きもあり、靈元天皇との近さは、幕府方との關係を逆に難しくしかねない面も持っていた。よつて、土御門家にとつては、何よりも幕府との關係強化が急務であつたと考えられる。

もつとも、土御門家がそれまで幕府と縁が薄かつたというわけでは必ずしもない。豊臣秀吉の勘氣を被つた土御門久脩が徳川家康の推挙により復歸し、家康の側近く仕える昵懇衆となつた、という経緯があり、それ以來土御門家は、將軍宣下の際の身固めや天曹地府祭を執り行い幕府儀礼の一角を支えてきていた。⁽⁹³⁾しかし、幕府にとつて土御門家が他に代え難い存在であつたとまでは言えず、土御門家が幕府方の後押しを得るためには、自らの利用価値を、より積極的にアピールすることが得策であつた。泰福が、幕府主導で検討が進みつゝあつた改曆をそのための絶好の機会と捉え、洪川春海との交友關係を最大限活用して幕府の有力者と繋がるうとした可能性は高い。そして、その後の経過を見る限り、陰陽道家同士の争いの決着に、靈元天皇および幕府方の意向は現実に大きな意味を持ったのではないかと考えられる。関白一条兼輝の日記によれば、諸国陰陽師の支配をめぐる両家の争いは、数年来決着がつかず、当初は土御門泰福が「非分」である、と評議で決定したが、近年になつて子細があつて「非分」ではないことになり、折しも天和二年（一六八二）の冬に陰陽頭を務めていた幸徳井家の当主友傳が死去すると、泰福が陰陽頭に就き、翌天和三年には、土御門家による諸国陰陽師の支配が靈元天皇の綸旨によつて認められ、⁽⁹⁵⁾次いで將軍綱吉の朱印状によつて保証される、というやや不自然な急展開を見せるからである。

その結果、土御門家は、名実ともに陰陽道の長となり、以後、幸徳井家は、土御門家の監督の下で、曆の作成に専念することになった。但し、曆の作成といつても、翌年に決定する貞享改曆の後、曆の推算の部分は幕府天文方の手に渡つてしまい、幸徳井家は曆の中・下段に日の吉凶等の曆注を書き加えるだけになつてゆくため、その力は大幅に削がれる

ことになる。改暦後、幸徳井友親が貞享暦を学びに渋川春海のもとを訪ねているが、これについては、京の高官が江戸に学びに来るなど近頃全くないことである、という評も見られ、その出来事が、朝廷の暦家である幸徳井家が幕府天文方の下に位置付けられたこと、さらには暦をめぐる実権が朝廷から幕府へと完全に移ったことを象徴するものであったことが窺える。一方、土御門家の方は、暦の作成には元来あまり関わっておらず、暦道は家職ではないとの意識があり、その実権が幕府に移っても直接の影響は乏しかった上、貞享改暦後は、幕府天文方がみな土御門家に入門するという形がとられたため、少なくとも形式上は天文方の傘下に入ることはならなかった。それでも、造暦の実権を幕府天文方が握るという状況に、土御門家の者達がみな甘んじていたわけではない。幕府天文方と土御門家との均衡は、春海と泰福との個人的な結び付きによって辛うじて保たれていたものであり、代が替わるとそれは崩れ始め、宝暦四年(一七五四)の改暦に際しては土御門家が造暦の実権を取り戻そうとするに至る。⁽⁹⁷⁾しかし、貞享改暦前後の動きを総体として見れば、土御門家がこの機会を巧みに利用し、全国の陰陽師支配権をかけて渋川春海をはじめとする幕府方との間で「取引」を行った、とも捉えられ、それは、幕府方のみならず土御門家にとっても大きな実質的利益を齎すものであった、ということができよう。

4、大経師浜岡家の孤立

改暦の動きは、幕府が中心となって暦の作成・販売全般に関わる統制を強化することも意味しており、造暦にあたる暦家のみならず、暦の版行・販売を特権的に許されてきた暦師にも動揺を与えた。暦師の筆頭にあったのがまさに大経師であり、十七世紀後半において、その暦の販売数は四〇〇五〇万部、⁽⁹⁸⁾販売地域は京を中心としつつも西国一帯に及

んでいたという。慶長十八年（一六一三）以降は、院経師にも京での暦販売が認められていたが、その版行部数は貞享改暦の際に一万部に制限されており、販売地域も京のみであったことに比べると、大経師の勢力の大きさが窺える。改暦当時の大経師意俊は俗名を浜岡権之助といったが、後に院経師が「板行暦二おゐてハ、一向権之助心次第と相見へ申候⁽¹⁰⁾」と述べているのも、強ち不当ではないであろう。

しかし、だからといって、大経師の地位が安泰であったわけではない。例えば、伊勢・奈良・三島等では、それぞれ独自の地方暦が作成されており、特に十七世紀前期以降、「御師」と呼ばれる伊勢神宮の神職が土産として配って歩いた伊勢暦は、全国に広く普及し、大経師暦との縄張り争いが起きていた⁽¹⁰⁾。大経師暦は寛文十二年暦から伊勢暦に見られる暦注を付加し、天和四年暦になるとさらに伊勢暦の内容・体裁に似たものになっているが、この改変は、版行部数を増やし頒布地域を拡大し続ける伊勢暦を脅威と感じ、これと張り合えるようにするためだったのではないかと見られている⁽¹⁰⁾。また、大経師は、經典の装丁や屏風の表具等を行う経師の元締でもあるが、暦の版行・販売を通じて他の経師屋とは桁違いの利益が得られるだけに、朝廷や幕府の監視の目は厳しく、何かあれば改易を命じられ、他の経師屋にその地位を取って代わられる可能性があった。実際、暦家とは違い、大経師の家系は中世から近世にかけて何度か代わっている⁽¹⁰⁾。つまり、大経師の側から見れば、経師屋仲間の中にも、自分の地位を虎視眈々と狙っている者がいるかも知れないのであり、利益は莫大な反面、四方にライヴァルを抱えて気の休まらない家業であったともいえる。

こうした状況に置かれていた大経師浜岡権之助にとって、改暦を機に暦に対する統制を強めようとする幕府の動きは、大経師の既得権を危うくするきっかけになりかねない反面、院経師や地方暦師等のライヴァルを排除する好機にもなると映ったようである。院経師菊沢家の記録である『暦道一式』には、改暦に際して大経師や周囲の者達がとった行動が詳細に記されており、該当部分の原文は諏訪春雄氏の著書に既に引用され、解説も加えられている⁽¹⁰⁾。したがって、重複

する部分もあるが、行論上必要であるため、ここでは、その中でも大経師に直接関わる箇所を抜粋して検討することとしたい。

扱貞享元年御改暦有之、其節諸司代稲葉丹後守殿へ大経師権之助被召出、是迄諸国之暦面々心次第二致板行候故、或ハ暦の頭ニ下段の事^(マ)一書、又下段ニ中段の事^(マ)と書顯シ、さまざま相違在之候、向後ハ諸国一板に致候様ニ申談候様ニ被仰渡候を、権之助承違候哉、又は下心在候や、権之助一人一板と承候而、幸徳井へも相届、向後私忝人ニ被仰付候旨申参候由、右ニ付院経師始め勢州南都その外諸国の暦写本之儀、其年ハ幸徳井より一切不相渡候故、諸方共にその年のこよみハ相やミ申候

(中略)

扱大経師権之助義は右の間ニ弥他の暦御とめ忝板ニ仕度旨御願数日ニ及候ニ付、諸司代丹後守殿御聞、左様ニ其方諸方のこよみ指留メ候ハ、又外より其方こよみを留メ可申旨、被仰出候へハ、私方暦ハ外より留メ申事ハ不罷成候、外の暦ハ此方より留メ可申謂在之候旨、急度申上、則右之

倫旨下知状等之写差上候而相願候得共、いづ方の暦板行も伝来由緒等有之致来候事ニ候得は、中々被差留候事ハ難成旨被仰渡何分御沙汰ニ不被及候、然処此間ニ土御門殿より伝 奏江書付被差出、大経師暦板行之義、往古ハ一板ニ候事正敷事ニ候、其後諸国所々ニ暦板行出来致候事ニ候、当時所々より板行致候故、心まゝニ仕立候故、色々の板行出、暦面悉ク相違有之候、自今大経師権之助忝人へ板行被仰付候ハ、世上板行一面ニ相違無之可然旨、御願書被差出候ニ付、則伝 奏より丹後守殿へ被遣候得は、土御門殿御願不得其意候、未新暦も出来不申事ニ候所、ケ様之義御吹拳不可然候間、御無用ニ可被成候、達て被仰立候てハ土御門殿御為不可然候旨、丹後守殿より申来り候御返書、則甘露寺家ニ有之候由、

大経師義右之通丹後守殿江段々御願申上候へ共御取上ケ無之不被及御沙汰候二付、江戸表江密二手代共を差下シ、彼地町御奉行所江右之趣御願申二付、江戸より其段被仰越候故、丹後守殿甚御立腹にて、伝 奏江被仰越候は、大経師権之佐事、役所を相越江戸表江願出之義、甚不届二候、その外段々不行跡ノ儀被仰立、役儀不相応之条 倫旨等可被召上旨申来、則於伝 奏 倫旨ハ被 召上、下知状ハ諸司代稲葉丹後守殿被取上、其上ニ而大経師義ハ改易ニ被 仰付候、尤大経師権之助義ハ、丹後守殿御にくしミ被存候様子ニ相見え申候

右の記述により浜岡家が改易に至る経緯をまとめると、以下のようになる。

貞享元年の改暦の折、京都所司代稲葉丹後守が、大経師浜岡権之助を呼び出し、諸国で版行されている暦の形式が様々なので今後は版本を統一するように、と命じた。ところが、権之助は聞き違えたのか、あるいは下心があつたのか、自分一人が諸国の暦を統一した形式で版行するように任されたとして、暦家の幸徳井家に対しても、今後は権之助一人に仰せ付けられるように、と届け出た。したがって、院経師および伊勢や奈良やその他の諸国の暦師は、その年は幸徳井家から暦の写本を渡されず、これらの暦は発行されなかった。

大経師権之助は、この間に、所司代の稲葉に対し、他の暦の版行を差し止め、大経師のみに暦の版行を認めてほしい、と自らの持つ論旨や下知状等の写しを提出して願ひ続けたが、稲葉は、他の暦もそれぞれ由緒があるので差し止めはできない、として認めなかった。また、この間、土御門家から伝奏に対し、往古は大経師暦のみが版行されていたが、その後諸国で暦が版行されて形式の相違が生じたのであり、今後、大経師浜岡権之助一人に版行を仰せ付ければ暦の統一がなされるであろう、との願書が提出され、伝奏から稲葉に渡された。だが、稲葉は土御門家に対し、まだ新暦もできていないうちから、このような推挙をするべきではなく、たつて願ひ出ることは土御門家のためにもならない、と返答

し、その稲葉の返書は当時の伝奏の甘露寺家にあるという。

大経師は、稲葉が願いを取り上げてくれないので、江戸へ密かに手代を遣わし、江戸の町奉行所に対しても同様の趣旨の願い出をしたが、江戸からそのことを稲葉に知らせたので、稲葉は非常に立腹する。そして、伝奏に対し、大経師権之助が管轄の役所を飛び越えて江戸に願い出たのは甚だ「不届」であり、その他にも様々な「不行跡」があつて「役儀不相応」である、と述べ、繪旨は伝奏に召し上げさせ、下知状は稲葉自ら取り上げた上で、大経師をついに「改易」に処してしまった。もっとも、大経師権之助のことは、稲葉が特に憎んでいる様子に見えたという。

改暦前後の暦師や暦家の行動についてここまで詳細に記した史料は他に見当たらず、右の内容の真偽を他の史料と照合して逐一検証することはできない。但し、『暦道一式』⁽¹⁰⁾には、現実起きた出来事自体については可能な限り精確に記録しようとする姿勢が一貫して見て取れ、右の箇所についても、その信憑性はかなり高いと思われる。よって、例えば、土御門家の行動とそれに対する所司代稲葉の脅しとも見られる対応についても、恐らく事実と考えられる。稲葉の返書が甘露寺家に残っているという記述も具体的に信憑性を増すが、大経師の働きかけを受けて願書を提出したと思われる土御門家が、稲葉の返答があつたとされる時期以降、大経師のために働いた形跡もない。すなわち、稲葉の返答を機に、土御門家は、所司代、さらにはその背後の幕府との関係のためには、大経師の方は切り捨てるといふ決断をしたのであらうと思われる。

大経師浜岡家の改易は貞享元年(一六八四)十二月中のことと見られており、浜岡家は、新しい暦法に基づく暦⁽¹⁰⁾としては貞享二年の暦をただ一度版行したのみで、即座にその地位を他の者に引き渡さねばならなくなったといえる。改易の直接の原因は、おさんらの密通事件ではなく、このように暦の版行をめぐる争いであり、この点を突き止めた諏訪春雄氏の功績は大きい。密通事件は改易の前年の天和三年に起きているため、所司代が挙げたその他の「不行跡」の中

にそれが含まれることも疑いがないと思われる。

稲葉は、所司代として公家の風儀の取締り強化や商家の取締りにも熱心だったようであるが、そうした彼の嚴格すぎる姿勢は多方面で不評を買ったようであり、この大経師家を改易にした処置に対しても、商売敵の院経師までもが、その最大の原因を、大経師側の過失よりも稲葉の大経師に対する憎悪と捉えていることは興味深い。院経師は、強引にライバルを排除し自己の利益を徹底的に追求しようとした大経師権之助の姿を容赦なく克明に記しており、大経師のやり方を容認していたとは思われない。しかし、所司代に願ひ出ても埒が明かないことに業を煮やした結果、所司代を飛び越えて江戸町奉行所に訴え出た、という大経師の行為が、全てを失う改易に相当するほどの罪であるとは考えていないといえる。一般に、当時の町人にとって、「致富」を目的とし家業を守ることとは何より重要と見られており、そのためにはいかなる手段をとることも許されるというわけではないが、手段を選ばず行動しがちになるのは不思議ではない、と理解されたためであろう。特に町人として異例の格式と富を持つだけに、過失があればすぐに改易されるというリスクに常に晒されている大経師にとって、改暦によって既得権を失うかも知れないことへの恐れは非常に大きく、かえってこの機会に一気に状況を転換し、家の安泰をはかりたい、という衝動が働くのは自然である。やり方は異なるにせよ、改暦を自己に有利な形で利用しようとする奔走した点では、暦家の土御門家も同様であったとさえ言える。

但し、大経師権之助は破格の財力を持つとはいえ一介の町人であり、その社会的地位と人脈の点において、朝廷の高官である土御門家とは決定的に異なっていた。幕府方との関係についていえば、権之助は、洪川春海と交流があった形跡はなく、改暦に際して個人的に頼ることのできる有力な幕臣は誰もいなかったと推測される。その中で、最も近くにいた幕臣の所司代に憎まれたことは、彼を極めて不利な立場に追い込んだ。一方、朝廷方との関係については、大経師は暦家の土御門家や幸徳井家とは長年の付き合いがあるとはいえ、町人であるため対等の関係を結ぶことは叶わず、そ

ここに強固な連帯は存在しなかったと考えられる。⁽¹⁴⁾かといって、町人の中には、他の暦師や経師屋仲間等から嫉まれる存在であり、彼らとの間の水平的な協力関係は望むべくもなかった。すなわち、大経師浜岡権之助は莫大な権益を持ちながら必ずしも人脈には恵まれず孤立しており、その失脚を密かに願う者さえ少なくなかった可能性がある。そして、そうした者達の観点からすれば、改暦を機に暦師の地位が揺らぐ恐れが出て来た状況下でのおさん達の密通事件は、絶妙のタイミングで起きた好都合な不祥事ということになり、そこに多少の不自然さを感じざるを得ない。密通事件自体は改暦の動きと直接の関係がなかったとしても、それが浜岡家内部の問題としておさまらず、一気に広く知れ渡ったのは、そのようにすべく画策した者がいたからではないか、という疑いを禁じ得ないのである。

5、浜岡家の断絶をめぐる疑い

右のような疑いを抱く一つの理由は、当該密通事件の発覚とその後の関係者に対する処分が、当時の裁判例や慣行と大きく相違することにある。京都町奉行所が作成し、享保二年(一七一七)頃に一応の完成を見たと言われる『京都御役所向大概書』二―四十五「御仕置者軽重之事」には、「一、人之妻女を犯候もの之事、男女共磔ニ申付ル」とあり、これは十七世紀以降の京都の基準を示していると考えられるため、⁽¹⁵⁾密通の当事者であるおさんと茂兵衛を磔に処すという当該事件に対する所司代の決定は、一見妥当であるように映る。しかし、延享二年(一七四五)に將軍徳川吉宗の質問に対し御定掛りの寺社奉行大岡越前守から提出された請書によると、密通の場合、夫が密夫を捕らえて訴え出ることや密通を見届けたといつて吟味を願ひ出することは稀であり、もし願ひ出があつたとしても、まずは本夫・密夫双方の名主・家主・五人組が立ち会つて内証で事を済ます、つまり内済を試みるようにしたという。密通は、吟味物と呼ばれる、

いわば刑事事件に分類されてはいたものの、実際上の扱いは民事事件に近く、妻の密通が明らかな場合でも本夫が内済を認めれば有効であり、その場合は通常密夫から本夫に対して金銭での賠償がなされた。⁽¹⁷⁾よって、密通事件が表沙汰になるといえるのは異例であり、『御仕置裁許帳』の事例を見る限り、その大半が、夫が密通した妻や密夫に切りつけたといった特殊な事情がある場合といえる。しかし、大経師浜岡家の事件については、関連史料のいずれにも、夫である権之助が茂兵衛やおさんに切りつけたという記述はない。莫大な権益を持つ分、何か問題があればすぐに改易される大経師が事件を表沙汰にしたがるとは考えがたく、また密夫が同じ家中の手代であれば、内済で解決するのも容易なはずである。にもかかわらず、浜岡家の事件が、おさん・茂兵衛・玉の三名について、町中引廻しの上、密通の当事者二人は磔、仲立の玉は獄門、という極めて厳しい処分に繋がったのは、やはり特殊な要因、すなわちこれを敢えて表沙汰にして大経師浜岡家にダメージを与えようとする動きがあったからではないか、と推測される。

この点との関連をはっきり裏付ける確証はないが、少なくとも密通事件についての不自然さと呼応するように見えることとして、浜岡家の断絶後に大経師を継いだ降屋内匠の素姓や行動は注目に値する。中でも興味深い事実は、おさんと茂兵衛の処刑後、その供養のために刑場の近くに建てられた碑の一つが、降屋内匠の菩提寺である寂光寺に運ばれ、⁽¹⁸⁾今も存在するということである。降屋内匠が大経師家を継いだ以上、ここに供養塔が運ばれるのは自然という見方もあるが、大経師権之助の立場を継いだと考えるならば、家を揺るがせたおさんらの供養を積極的に行うことは当然とは言えず、むしろそこに降屋内匠が密通事件に一役買っていたがゆえの贖罪の意味が込められているのではないか、という見方の方が成り立ちやすいように思われる。

さらに、降屋内匠が、元来改暦の関係者と非常に近い間柄にあったと見られることも無視し得ない。『暦道一式』によれば、降屋内匠は、元は「室町通松本町御短冊所茂兵衛」という者で、大経師の家督相続を願い出て、降屋内匠と改

名した上、浜岡権之助の持っていた暦の版行の権利を受け継いでおり、「安井三哲」すなわち洪川春海も「御内」^{みうち}であったので「懇意」にしていた、とある。⁽¹²⁾ 実際、洪川春海は、貞享三年(一六八六)八月に、貞享暦の頒布・販売範囲に關し、降屋内匠に直接手紙を送っており、それ以前から個人的な交流があったことを窺わせる。大経師の地位を望む者は多い中で、貞享改暦の直後に降屋内匠がその継承を認められたのは、やはりこの洪川春海との近さ、つまり幕府方との繋がりが作用したためではないかと思われる。さらに、その後の降屋家の行動と処遇に鑑みても、幕府方との繋がりの有無が、浜岡家と降屋家の命運を分けたように見える。

浜岡家は、京を管轄する所司代を差し置いて江戸町奉行所に願ひ出たために「不届」とされて取り潰しに遭ったが、降屋家も、大経師を継いだ初代内匠が亡くなった後、次第に専横の振舞が目立つようになり、早くも享保六年(一七二一)には、本来受けるべき幸徳井家のチェックを受けずに写本暦を直接江戸に送るといった、手続を無視する点では浜岡家と同様の「不届」な行動が見られるようになっていく。⁽¹²⁾ さらに、降屋家は土御門家の指示にも従わず、翌享保七年には土御門家の者がそのことを院経師にこぼしているが、その際、「たとへ当家より相咎メ候義有之候而茂、大経師ハ家筋之事ニ候故、江戸表江御願申上候而茂、申分ハ相立申候故、少も氣遣ハ無之と申挨拶ニ相聞申候」と述べていることは注目される。少なくとも土御門家の側には、降屋内匠が「家筋」、具体的には江戸幕府との關係を笠に着て、土御門家を蔑ろにしている、と捉えられており、そのことが、土御門家当主が内匠の数々の「不届」を心外に思いつつも「其ま、ニ打捨有之」要因になっていたのである。もともと、降屋内匠の振舞は、この頃には、曆家ばかりでなく、「江戸表洪川右門方より茂、近年大経師仕方不届緩怠之儀段々申来有之候」⁽¹³⁾、すなわち内匠に近い幕府方の洪川家からも「不届」と評されるまでになっていたようであり、ついに伝奏の中山家において、土御門家の雑掌と幸徳井家と降屋内匠の間で、「写本暦之儀、幸徳井之外、自今土御門家よりも勿論大経師よりも差出義無用」との確認がなされ、⁽¹⁵⁾ 内匠は手続を遵守

するよう釘をさされた。しかし、浜岡家とは異なり、降屋家はそれ以上咎め立てられることなく、明治まで改易されずに存続するのである。⁽¹⁵⁾

貞享改暦に際し、所司代が一旦は暦の版本の統一を大経師浜岡権之助に命じたように、幕府方も、当初は、特別な繋がりがなかったといつて、暦の版行に長年携わってきた大経師権之助を積極的に排除するつもりはなかったと見られる。しかし、この機を利用して強引に私利を追求しようとする大経師権之助の行動は、幕府方、中でも京の町人の統制に力を入れていた所司代の稲葉にとっては、目障りに映つたのであろう。経済的・社会的に目立つ存在である大経師浜岡家を取り潰すことは、所司代から見れば、差し出た振舞は決して許さないという断固とした姿勢を示すことに繋がり、京の町人達や他の暦師達に対する牽制になる、という効果も期待できた。そうした状況下においては、幕府との繋がりの弱さは、浜岡家にとって致命的に働いたと考えられよう。

以上の検討の結果、『大経師昔暦』の背景には、貞享改暦を機に、暦の制定から販売に至る様々なレヴェルにおいて、種々の権益とそれをめぐる人々の思惑とが複雑に絡まり始め、その見通しのきかない構造の中で、性急に私利の追求を図った大経師浜岡家が孤立し、密通事件も口実の一つとして利用されつつ潰されていった、という現実があったことが明らかにになった。このように八百余年ぶりの改暦は、暦にまつわる権益に直接関わる者達の運命を左右したが、一般庶民にとつても、それは大きな関心事であつた。中でも文化的な先進地域にあつて社会の変動に敏感な上方町人達の動向は、改暦事業の進め方や、大経師家の密通事件を文芸に仕立てることに影響を及ぼした可能性が高く、特に改暦に因んだ浄瑠璃の競演が、いち早く大坂道頓堀で行われていることは見逃せない。よつて、この競演についても簡単に触れておきたい。

6、道頓堀における浄瑠璃競演と安井家

大坂における芝居の中心地である道頓堀では、浄瑠璃興行も早くから盛んであったが、延宝年間(一六七三―八二)の後期以降、名のある太夫の引退や死去が相次ぎ、急速に衰退の危機に陥った⁽¹⁷⁾。道頓堀興行界はこの状況を何とか打開しようとし、その後押しを受けて、貞享元年(一六八四)、竹本義太夫による竹本座の旗揚げが実現する。義太夫は、師の宇治加賀掾が京で評判をとった近松門左衛門作の『世継曾我』で好評を博すが、これに刺戟された加賀掾が京から大坂に下り、矢数俳諧や浮世草子で注目を集めていた井原西鶴による新作『暦』を上演し、それを受けて義太夫の側も近松作の『賢女の手習並新暦』を持ち出し、暦をめぐる競演が成立したという⁽¹⁸⁾。よって、この競演には、改暦という時事を利用しつつ、当時既に人気の高かった加賀掾と西鶴に新進の義太夫と近松とを対抗させることにより、義太夫を新たなスターとして売り出そうとする道頓堀興行界あげての企画、という一面もあったのである。

暦をタイトルに掲げた競演は、確かに人目を惹きつける効果はあったであろうが、両作品の内容を検討すると、実際には暦の話は前置き程度に使っているに過ぎない。西鶴の作品では、元嘉暦・儀鳳暦が採用された持統朝に舞台が設定され、天文博士の奏上を受けて三条前中納言兼政・大伴朝臣忠頼という二人の臣下が改暦を命じられることになっているが、暦の問題が語られるのはほぼ第一段の冒頭に限られる。続きは兼政とその失脚をはかる大伴一族の攻防や、兼政と「あさがほの姫」の恋の話が中心で、第五段の末尾において、兼政の無実が証明され、年の始めと新しい暦の始めを重ねて祝うとして、再び僅かに改暦に触れるのみである。近松の作品については、西鶴の『暦』に對抗するために旧作『賢女手習鑑』を一部削り俄に新暦に関する一条を付け加えて打って出たもの、と推測されており⁽¹⁹⁾、西鶴の作品以上に改暦との内容上の関連は薄い。こちらにおいては、時代設定は、改暦とは無関係であった長徳元年(九九五)であり、そこ

に「宣明暦を用ひて数百年」と上演時の現実が付会されているが、それ以外に暦に関することとしては、改暦準備のために左中将藤原実方・三位別当安国という二人の臣下を勅使とすることが第一段で語られるのみである。以後この二人をめぐる話が展開される点は、『暦』とよく似ており、実方を陥れる安国の計略とその後の両者の争いや、実方を慕う瑠璃姫の出現など、登場人物間の構図も『暦』にかなり近い。

この競演においては、結局、義太夫・近松方が勝利を収めたとされているが、それは恐らく西鶴に比して近松のテクストの方が、戦いや恋愛などの見せ場がダイナミックに描かれており、文章も音楽的で、上演した際に優れた効果を上げたためと考えられ、筋書の構成自体については優劣はあまり見られない。テクストの執筆の時期と貞享元年（一六八四）十二月の大経師浜岡家取り潰しとの前後関係は微妙であるが、西鶴も近松も少なくとも大経師家の密通事件については知っていたはずであるにもかかわらず、そのことを匂わせる記述はいずれにも見られず、改暦に関しては表面的であり、かつ祝賀一色である。

両者が貞享改暦を明らかに意識しつつも、この時点でこれをめぐる様々な問題に一切踏み込まなかったのは、時期的にまだ十分な見通しが立たなかったためや、新たに義太夫を売り出すという目的には深刻な批判を含む内容は相応しくないと考えられたためでもあろうが、理由は恐らくそれだけではない。この道頓堀興行界が、改暦を推し進めた安井算哲、すなわち渋川春海と強い繋がりを持っていたことも影響を及ぼしているのではないかと思われる。道頓堀は近世初期に町人らの手によって開発された地であり、開発者の一人で大坂南組の惣年寄を務めた初代安井九兵衛（道卜）は、春海の大伯父にあたる。⁽¹³⁾道頓堀近辺の繁栄のために、寛永三年（一六二六）に許可を得て芝居と遊所をこの地に誘致したのはこの安井九兵衛であり、芝居の各座は安井家のために棧敷一間をあけておくのが慣例で、これを「安井棧敷」と呼んでいたとい⁽¹⁴⁾う。こうした道頓堀興行界に対する安井家の影響力の大きさに鑑みると、そもそも暦が競演の題材に選

ばれたのは、安井一族の春海が主導する改暦事業を「道頓堀あげての大祝事」⁽¹³⁾として守り立てようとする動きを受けてのものとも考えられ、改暦に絡んで起きた問題に敢えて触れてこれに水をさすようなことは、芝居の作者として身を立てようとする者ができることではなかったのであろう。

しかし、その後、大経師家の密通事件を素材とする文芸が次々と現れ、また貞享暦も定着し、改暦事業やその関係者に対する配慮の必要が薄れる一方で、改暦をめぐる構造的な問題は逆に見えやすくなってきたと考えられる。そして、正徳五年（一七一五）、近松は、『大経師昔暦』において、密通事件を素材としつつ右の問題に深く切り込んで対決する姿勢を表すことになる。

（1）本稿では、「社会構造」の語を分析概念として用いるのではなく、広く捉えた上で解明の対象に据えるが、その際、当該社会の人々の精神構造をその中心に想定している。

（2）本稿では、山本九兵衛・山本九右衛門版の七行四十五丁本を底本とする『新編日本古典文学全集七五 近松門左衛門集

②』（小学館、一九九八）所収のテキスト（大橋正叔校注・訳）を使用し、引用の際にはその頁数を明記する。引用中の「」は原本にあった句読点であり、「」と「。」は校注者が読みやすくするために新たに施したもので、そのまま採用した。一方、本稿が引用する他の一次史料の句読点は基本的に筆者が施したものであり、引用中の「」で括った部分は筆者による補足である。次号掲載の論文末尾に引用文献一覧を付したため、一次史料の書誌情報については全てこれに譲り、二次文献についても、詳細な情報を提示するのは初出の際のみとし、以後は「著者の姓―刊行年」の形で略記した。

（3）大橋正叔氏の頭注によると、末尾の「当年末の初暦、めでたく、開き初めける。」の一節から、「乙未」の年にあたる正徳五年の春の上演と推定されている。

（4）『大経師昔暦』の上演後、すぐにその改作が大坂嵐三十郎座で切狂言「大経師」として上演されたようであり（諏訪春雄

『近松世話浄瑠璃の研究』、笠間書院、一九七四、二三頁）、これを『大経師昔暦』が評判になった証と捉えることも可能ではあるが、少なくとも『曾根崎心中』のような大当たりを取ったわけではないことは確かである。但し、それは、テキストの内容ゆえというよりも、一世竹本義太夫が前年の秋に死去したばかりで、後継者にまだあまり人気がなかったことに起因すると思われる。

(5) 演劇研究において performative（上演の様相）を重視することは、二十世紀後半以降の世界的動向であり、『大経師昔暦』のテキストの解釈に際しても、それが人形浄瑠璃という芸能として上演されるために書かれたものであることは当然意識する必要がある。但し、近松の時代の人形浄瑠璃に関しては、太夫の語り口や芸風、三味線の曲節等は不明な点が多い上、本稿の目的は、テキストの分析を通じて当時の社会構造を明らかにすることにあるため、こうした上演の様相については、直接の検討対象とはしない。

(6) 本稿は、二〇〇九年夏に北海道大学大学院法学研究科において木庭顕教授と共同で行った「法と文学」に関する集中講義と、翌年九月のある研究会における報告をもとにしており、その際に受けた様々な知的刺激が執筆の大きな助けとなった。木庭教授と、集中講義と研究会に参加された方々に、心より御礼申し上げる。

(7) 「諏訪——一九七四」第七章「大経師昔暦」（初出は一九七三）。

(8) 春羅生「おさん茂兵衛の事実について 附 堀川浪之鼓の事実」（『趣味』四—三、一九〇九）。

(9) 「春——一九〇九」以後の論文でこの史料を直接閲覧して引用しているものも見つけることができなかったため、当該史料は既に滅失してしまった可能性が高いと思われる。

(10) 「春——一九〇九」三五—三六頁。

(11) 京都町奉行の命で公役として行刑の任務を課されていた部落の記録である『諸式留帳』には、「天和三年亥十一月、からす丸四條下る大きやうし、さん、茂兵衛、下女、右三人、町中御引渡し、栗田口にて、磔さん茂兵衛 獄門下女たま」との記載が見られ、また天部村の者が刑の執行にあたり、処刑後五日間の晒の期間中、天部村と六條村の者が昼夜番を務めた、とも記されている。春論文が依拠する所司代の記録と比較すると、処刑の場所や内容は同一であるが、時期には齟齬が見られる。

(12) 「諏訪——一九七四」四六頁。

- (13) この点については、歌祭文にいう「五人女」は西鶴の作を指していったものではないとみる説(野間光辰『刪補 西鶴年譜考証』中央公論社、一九八三、刪補前の初版は一九五二、三一六―三一九頁)もあるが、〔諏訪―一九七四〕九六―九八頁が反駁するとおり、やはり西鶴の作を指すと考えるのが妥当であると思われる。
- (14) 市川通雄「『好色五人女』と歌祭文との関連について」(『文学研究』六三、一九八六)二六―二九頁は積極的にこの可能性を主張し、〔諏訪―一九七四〕は、より慎重に、「現存の『大経師おさん歌祭文』が西鶴作『好色五人女』に先立つものかどうか、軽々しく判断することはできない」(四六頁)、とする。
- (15) ヴァージョン間の相違は、冒頭と末尾の僅かな語句の相違と、玉がおさんと茂兵衛の逢引を手助けする描写の有無に、ほぼ尽きている。どちらの相違も筋書にはあまり影響を及ぼしていないが、素材となった事件との距離のとり方や歌祭文全体のトーンに関しては、顕著とは言えないまでも有意な差異が生じている。すなわち、『大経師おさん茂兵衛』の冒頭には「是は都の大経師。おさん茂兵衛の物語」と明示されているため、タイトルを聞いていない場合でも、聞き手がその内容を大経師家の事件と即座に結びつけると思われるのに対し、『大経師おさん歌祭文上下』の冒頭には「これは都の物語」とあるのみなので、そうした連想が冒頭部を聞いただけでは働かない。また、後者には、逢引を助ける玉のやや滑稽な描写があり、前者の「せつなき恋の仲立や」という句の代わりに「色と慾との二つなり」との句が挟まれているなど、前者に比して全体に卑俗で笑話的要素が多いといえる。換言すれば、後者の方が『好色五人女』との関連が強いと考えられる。
- (16) 〔諏訪―一九七四〕四六―五〇頁。
- (17) 〔諏訪―一九七四〕四九頁。
- (18) 暦家の賀茂在方が十五世紀前期に編纂した『暦林問答集』によれば、これらの日はいずれも行動を慎むべき凶日であり、「凶会日」に至っては、「百事勿用之、尤凶也」といわれる大凶の日である。
- (19) 東明雅氏の頭注によれば、「中段に見る」とは、『好色五人女』の中段(第三卷)と暦の中段とをかけたものであり、暦は上中下の三段に分かれていて中下段に吉凶を定める語を書き入れたことから、このようなタイトルにしたと考えられる。
- (20) 〔諏訪―一九七四〕一七四頁は、西鶴が茂兵衛の名を茂右衛門と改めたことについて、この作品が事件の年時に近い時期に刊行されているため、恐らく大経師家の跡を継いだ降屋内匠の前の名である「茂兵衛」をはばかる意図があったのではないか、と推測している。

(21) 西鶴のテキストでは、玉という名はここで初めて登場する。西鶴は初めに実説の「玉」に対応する人物を「りん」と名付けたものの、最後の部分で現実の「玉」という名が紛れ込んでしまったのではないかと思われる。

(22) 白倉一由『好色五人女』の主題(『日本文芸論集』二二、一九九〇)二頁も、実際の事件や人物は単なる題材にすぎず、物語の展開・人物像は西鶴の独自の構想により創造されたもので、彼の思想と現状の認識によって書かれている、とする。

(23) この点に関しては、そこに「支配階級が自分たちの権力を維持するために設定した、非情なモラルや制度や刑法に抗議する精神」を強く見て取る説(暉峻康隆『西鶴研究ノート』、中央公論社、一九五三、四〇～四一頁)と、西鶴にとっては、社会規範・封建制度等の外面的なものはあまり関心の対象にならず、現実の人間の追求・認識が中心的なものであったとする説(白倉一九九〇)九頁)が存在する。西鶴の描く人物像が、単なる事実の引き写しではなく彼自身の価値観を含んだもので、結果として現実社会のモラルや制度に対する批判という意義も持つことは確かであるが、西鶴はそれを前面に出してはおらず、前者はテキスト以上に論者の生きる時代の学問状況に大きく影響された解釈であると思われる。

(24) 鳥越文蔵『虚実の慰み 近松門左衛門』(新典社、一九八九)一八九～一九一頁、本庄柏声『ふるさとの民謡』(私家版、一九八七)一四三～一四六頁。なお、この説話に関しては、ホームページ『丹波霧の里』の「丹波の由緒／伝説・民話／おさんの森」の項目(<http://kirinosato.fc2web.com/DENSETKUkabarai.htm>、二〇一三年一月一五日参照)にも記載があり、編集者の笹倉氏から、参考文献や説話の伝播の状況、土地の様子等について多くの貴重な情報を頂いた。記して感謝申し上げます。

(25) 但し、柏原に伝わる説話の中にも、西鶴や近松のテキストと関係があると思われるヴァージョンも存在する。例えば、芦田確次編『丹波叢書第三集 由緒を尋ねて』(丹波新聞社、一九五五)所収のおさん・茂兵衛に関する伝説「柏原おさんの森」は、お玉に言い寄る以春に恥をかかせようとしたおさんが人違いで茂兵衛と密通し、共に大経師家を出て丹波路へと逃れたが、追手を避けて隠れた柏原の森の中でおさんが咳をしてしまい、追手に見つかり捕らわれて処刑された、としており、本文で述べたヴァージョンとは差異が目立つ。特に丹波路へと逃れるまでの前半部は、松井拳堂編『柏原町志』(町志編集委員会、一九五五)「お三の森」(五三二頁)などにも載っており、柏原の説話としてはやや特殊である一方、内容のみならず言い回しにおいても西鶴や近松のテキストに類似する。よって、これは、金川家周辺のヴァージョンとは違い、かなり後の時代になってから、これらのテキストの内容も取り入れて作られたものと考えられる。

- (26) もっとも、この点については、茂兵衛とおさんは互いに許婚であることを知らぬまま刀を探すため別々に京に出たが、茂兵衛が働くことになった大経師家に偶然おさんが嫁いでおり、同郷の出身で許婚であったことが判明して急速に通じ合うようになった、とするヴァージョン(『丹波霧の里』<http://kirinosato.fc2web.com/DENSETUKabaral.htm>)も存在するようであり、これによれば、大経師にそうした非まではないということになる。
- (27) 柏原藩の財政については、丹波史談会編『丹波水上郡志』上(丹波史談会、一九二七)七〇六頁以下参照。
- (28) 説話において重要な役割を果たす刀の貸借と紛失は、この史実から着想を得た可能性も高いと思われる。
- (29) 家族の人数に応じて与えられた扶持米をいう。
- (30) この歌舞伎「大経師」については「諏訪―一九七四」二三頁に既に指摘があるが、上演の年や内容の詳細は不明である。但し、元禄十一年十一月に刊行された『三国役者舞台鏡』に、大坂の立役者音羽次郎三郎の評として、「実方一通りの名人かとおもへば、また大経師の手代茂兵衛にしてもつこらしき人相、小兵なれ共きれいな若いもの」とあり、翌十二年六月に刊行された『口三味線返答役者舌戦』の同人の評にも、「いわゝ外の実方のならぬ事が一筋ある、善導寺の仙左衛門、大きやうじの茂兵へとう也」とあることから、恐らく元禄前期に上演されたのではないかと思われる。なお、京の大経師家における事件が、先に大坂で劇に仕立てられたことには、恐らく「京都公辺の話題は、大阪なればこそ際物に脚色が可能、という事情」(内山美樹子『浄瑠璃史の十八世紀』、勉誠出版、一九八九、六三頁)が関係していると考えられる。
- (31) 当時杉森信盛と名乗っていた近松門左衛門は、日記には「信盛」の名で登場する。
- (32) 諏訪春雄『金子一高日記』にみる近松の創作の秘密は何か(『国文学 解釈と教材の研究』三八―二、一九九三)一〇一頁。
- (33) 貞享三年(一六八六)七月刊行の『佐々木大鑑』以降、近松門左衛門という署名が浄瑠璃本に見られるようになることはよく知られているが、当時の浄瑠璃や歌舞伎の世界でそのような作者の署名が決して一般的でなかったことは、翌貞享四年に刊行された『野良立役舞台大鏡』において、「よい事がまじう上るり本二作者かくさへほめられぬ事じや二、此比ハきやうげんまで二作者を書、剩^{あつさへ}芝居のかんばん仕々の札二も作者近松と書しるす、いかいじまんとみへたり」、と近松の署名が非難されていることから窺える。但し、同書には、これに反対する立場からの意見として、作者近松と署名するのは「芝居事でくちはつべき覚悟」の表れとの見方も示されており、近松の作者としての強い自意識がおよそ評価されていないわけではない。

(34) これは、テキストの解説(六六四頁)が指摘するとおり、後述の貞享元年の大経師浜岡家の断絶を、前年の密通事件と合わせて仕組もうとしたためであろう。

(35) 曆歌中の、「あれ不義者と危日」(五七六頁)、「思へば天一天上の、五衰八専門日もなし、ただ何事もかんにち」(五七七頁)、「強き置目にあは田口、蹴上の水に名を流す」(五七八頁)などの句は、歌祭文の句に酷似しており、これから取り入れたものと考えられる。

(36) 廣末保『廣末保著作集 第二巻 近松序説』(影書房、一九九八、初出は一九五七)一八四頁。

(37) 松崎仁「大経師昔暦」の再吟味」『国語と国文学』四九―七、一九七二)はこの点を強調し、特におさんは「明確な姦通の意志はない」ものの「危険な罪の匂い」重大な過失への可能性を身にまとう女」であり、「それゆえにまた、極めて人間のないきいきた女」であるとする(一〇頁)。「おさんを優等生的な物堅い人妻と解釈すべきではない」(一〇頁)ことは、上之巻の猫をめぐる玉との会話やそこで示唆されている女三の宮のイメージに照らしても妥当であるが、その一方で、おさんが茂兵衛との密通を望んだことはなく、中之巻以降、一緒に逃げながらも決して不義の関係に陥らないことは、より注目すべきであると思われる。

(38) 江戸時代において、「密通」とは、幕府法上、他人の妻または夫との姦通だけでなく、一般的に婚姻以外の和姦を意味し(石井良助『第四江戸時代漫筆 人殺・密通』、明石書店、一九九〇、初出は一九六四、一三七頁)、また玉が茂兵衛を庇おうとした際、二人に対して以春が「さてはうぬらは密通か」(五四三頁)と言っているように、日常的にもそうした使いがなされていたと考えられる。よって、茂兵衛には、その意味における玉との「密通」の意思はあったが、厳罰の対象となる、主人の妻であるおさんとの密通の意思は、全くなかったといえる。

(39) この点に関しては、白方勝『近松浄瑠璃の研究』(風間書房、一九九三)四九五―四九六頁に、天下の法に縛られて自然な駈落ちをせざるを得なかった二人の姿を描くことで、近松が積極的に意図したのではないにせよ、おのずから天下の法の苛酷や矛盾を告発する意義が生まれてきた、との鋭い指摘がある。また、おさんは無垢・無罪ではなく重大な過失への可能性を身にまとうと強調する(松崎―一九七二)も、(白方―一九九三)と重点は異にするものの、「おさん茂兵衛の悔恨の涙による浄化と周囲の人々の骨身を砕く努力」により、情に訴えて救済に対する観客の熱望をかき立て、その熱望が高まるほど、劇場の虚構の外にある「天下の法」の苛酷さが思い知らされる、と述べている(一〇―一二頁)。

- (40) 坂梨隆三「敬語の運用に注目して古典を解釈する——近松と西鶴——『好色五人女』と『大経師昔暦』」(『国文学 解釈と教材の研究』三九—一〇、一九九四) 九八頁。例えば、おさんは茂兵衛に対して、上之巻・中之巻では敬意の低い「そなた」をよく使っていたが、下之巻になると、より敬意の高い「こなた」を使っており、反対に茂兵衛はおさんに対して、上之巻では最も敬意の高い「お前」を使っているが、下之巻の刑場に連れて行かれる場面では「そなた」と呼んでいる。
- (41) 〔廣末——一九九八〕一六九頁以下参照。廣末氏は、『大経師昔暦』を、「従属的な悲劇を、劇のかなり中心部にとりこんだ作品」(二七五頁)として位置付けている。
- (42) ボーマルシェの『フィガロの結婚』は、その典型的な一例といえよう。
- (43) 助命説をとっていると見られるものとしては、重友毅「大経師昔暦——附、いわゆる姦通曲について」(『文学研究』二〇、一九六四)、藤野義雄「大経師昔暦」〔近松名作事典〕、桜楓社、一九八八〕等があり、来世における救済説をとるものとしては、村田穆「西鶴と近松——文学論以前のこと——」(『女子大国文』七、一九五七)、福永静哉「大経師昔暦の幕切れと下品下生往生」(『女子大国文』三七、一九六五、勝倉壽一「大経師昔暦」の問題」(『福島大学教育学部論集』六〇、一九九六)等が挙げられる。また、文意が明瞭ではなく助命と来世における救済のいずれとも解せるとする水谷弓彦「おさん茂兵衛大経師昔暦解題」(『近松傑作全集』第四、早稲田大学出版部、一九一〇)や、道行の末尾で両人の処刑を表すが舞台上では蘇生させて助命を叶えるという矛盾による解決を示したものとする山根為雄「おさん茂兵衛こよみ歌」の一齣」(『芸能史研究』一二六、一九九四)等の解釈もある。
- (44) 諏訪春雄「近世文学とアジュール」(『近世の文学と信仰』、毎日新聞社、一九八一) 六—七頁によれば、年忌浄瑠璃として上演されたとみられる近松の作品は『大経師昔暦』の他に、『五十年忌歌念仏』、『夕霧阿波鳴渡』、『心中二枚絵草紙』、『生玉心中』の四作であるが、このうち「心中」を外題にうたう二作と『五十年忌歌念仏』は、ほぼ実説通りに主人公を死なせている。
- (45) 『日本書紀』巻第十九に、欽明天皇十五年(五五四)二月に百濟から「暦博士」が来日したとの記述があり、二〇一一年九月には、福岡市の元岡古墳群から、西暦五七〇年と見られる「庚寅」の干支と「正月六日」の日付が刻まれた鉄製大刀が見つかって、暦の使用が裏付けられた(朝日新聞二〇一一年九月二十一日夕刊、執筆岩本美帆、編集委員中村俊介)。
- (46) こうした官人の意識の変化を含む、九世紀から十世紀にかけての社会構造の大きな転換については、拙著『平安朝の漢

詩と「法」 文人貴族の貴族制構想の成立と挫折』(東京大学出版会、二〇〇五) 第四章参照。

(47) 山下克明「頒曆制度の崩壊と曆家賀茂氏」、『日本歴史』四五二、一九八六、二七～三〇頁。

(48) 木場明志「曆道賀茂家断絶の事——永祿・文祿期官廷陰陽道の動向——」(北西弘先生還暦記念会編『中世社会と一向一揆』、吉川弘文館、一九八五) によれば、賀茂家正流は永祿八年(二五六五)の勘解由小路在富の死去をもって断絶し、その後、正親町天皇から曆道の後継問題を託された土御門有春が、次男を賀茂家養子在高とし、自らが後見として曆道の継承を試みるが、月食や日食の予想を外すなど、なかなか内実が伴わなかった。

(49) 細井浩志「古代・中世における曆道の技術水準について——朝廷の曆制定権の前提——」(『史淵』一三二、一九九五) によれば、日食的中率などから判断する限り、朝廷の曆道の曆算能力は、平安期以降、経験の集積による補正などを加えることで向上を続けており、それが朝廷の曆の国内における優位性を確保したと考えられる。

(50) 川和田晶子「元祿時代に於ける天文曆学伝授——洪川春海・谷秦山往復書簡の研究——」(『科学史研究』第二期三九(二五号)、二〇〇〇) 一二九頁。

(51) 以下の改曆の経緯については、渡邊敏夫『日本の曆』(雄山閣、一九九三) 六～七頁、林淳『天文方と陰陽道』(山川出版社、二〇〇六) 四一～四三頁参照。

(52) 年譜(『明時館叢書』三所収) や『天文方代々記』によれば、先祖の苗字である洪川に改姓するのは元祿十五年(一七〇二)であるが、以下では時期にかかわらず洪川春海の名を用いる。

(53) 「秦山集」三十六「雜著 壬癸録四」に、「京所司稲葉丹後守、陪臣儒士谷三介、其他往往一同、執異朝曆可用。甲子三月三日、可被用大統曆由宣下。」とある。

(54) 藪内清『中国の天文曆法』(平凡社、一九六九) 七～九頁、岡田芳朗編『日本の曆——旧曆と新曆がわかる本』(新人物往来社、二〇〇九) 三〇頁(岡田芳朗執筆)。

(55) 五世紀の倭の五王と十五世紀以降の足利將軍の一部は冊封体制に参入したが、その時期でさえ、被冊封国としての義務を十全に果たしていたわけではなかった。

(56) この観点から興味深いのが薩摩曆の存在である。貞享改曆においては、全国一律の新曆の採用が目指されたが、薩摩藩のみは、中央から地理的に遠く曆本の入手が容易でないことを主な理由として、改曆後も独自に推算・版行した薩摩曆を

使い続けることを許された。但し、〔渡邊——一九九三〕三三九―三五三頁によれば、薩摩藩でも庶民は伊勢暦を用いたようであり、薩摩暦は幕府からの独立を保ちたい藩主らの政治姿勢の表れといえる。その一方で、薩摩暦は清の時憲暦の形式に倣っているが、それは、清の影響下にあつて時憲暦を用いていた琉球を通じて取り入れたものであり、清を意識せざるを得なかった薩摩の立場が表れていると思われる。

- (57) 桃裕行『日本長暦』（桃裕行著作集 第八巻 暦法の研究（下））、思文閣出版、一九九〇、初出は一九八六（二六一頁）。
 (58) 「桃——一九九〇」二六二頁。山崎闇斎が暦法に強い関心を寄せていたことは、その著作『堯暦序』に表れている。闇斎の暦学については、〔川和田——二〇〇〇〕一三一―一三三頁参照。

- (59) 「神武天皇建正、始用三陽之月、序歳時月日」とある。この点についても、山崎闇斎の『堯暦序』に見られる、「神武天皇以来、用寅月、為歳首」という記述を継承したものと考えられる。

- (60) 〔渡邊——一九九三〕一四九頁。

- (61) 明暦四年三月十六日の大経師権之助に対する下知状（『明時館叢書』三所収）。

- (62) 〔岡田——二〇〇九〕五〇頁（岡田芳朗執筆）。但し、土御門泰重の日記である『泰重卿記』の元和三年（一六一七）六月一日条には、「今日珍重也、雖然府中用三嶋之暦、今日朔五月晦日と町御城之由承及候、朔日不朔日、晦日也、予京之暦ヲ用、朔日ニ用申候、江戸京之方流御用之由承及候也」とあり、この時点では、「府中」、すなわち駿府では依然として三嶋暦を使っていたため京暦と暦日にずれがあつたものの、江戸では既に、少なくとも日常的には京暦を採用していたと見られる。

- (63) 『基熙公記』天和四年正月九日条、同月十二日条、貞享元年（一六八四）二月二十八日条。

- (64) 当時、兼輝は冬経という名であつたが、本稿では時期にかかわらず兼輝を用いる。

- (65) 『基熙公記』貞享元年二月二十八日条に、霊元天皇が最終的に関白の考えに従つたことについて、「諸事関白被計申事等、十二八九無御許容御気色、雖然終以被用関白之所有、不審千万、情執筆間、廻愚案察之、日来借関東權威、掠天氣欺」と記されている。

- (66) 近衛基熙と霊元天皇およびその近臣との軋轢については、久保貴子『近世の朝廷運営——朝幕関係の展開——』（岩田書院、一九九八）第二章「霊元天皇の朝廷運営」（初出は一九八八）参照。

- (67) 例えば、五代將軍徳川綱吉の死去を聞いた際には、皆が近年は將軍がその地位を譲ることをただ待つており、諸国の人

民はこの凶事を聞いて内心喜んでゐるのではないか（抑此將軍政務三十年間、歳々無吉事、諸氏愁憂日々増益、於近年者待其讓而已、於西丸者大旱望雲、定而諸国民聞此凶事内心含悦者歟）とまで述べている（『基熙公記』宝永六年正月十三日条）。

（68）高埜利彦「元禄の社会と文化」（高埜利彦編『日本の時代史十五 元禄の社会と文化』、吉川弘文館、二〇〇三）六〇頁。

（69）基熙は、天和四年（一六八四）正月九日に前中納言平時量に宛てた書簡（『基熙公記』同日条）において、改暦が簡略な手続で行われようとしていることには批判を述べつつも、宣明暦は長い間使つていて誤りが見られ、一方授時暦は優れているので、改暦自体は理由のあることである、との見方を示しており、平時量からはこれに同意する返信（『基熙公記』天和四年正月十日条）が送られている。

（70）朝廷方が戦国時代に廃絶した儀式、とりわけ天皇即位に不可欠とされた大嘗会の再興を切望し、貞享四年（一六八七）には、儀制上の不備と廷臣の経済的負担を犠牲としてまでこれを成し遂げたことについては、武部敏夫「貞享度大嘗会の再興について」（『書陵部紀要』四、一九五四）参照。

（71）高埜二〇〇三、四七～七一頁、〔林一〇〇六〕三七～四九頁参照。

（72）田中曉龍『近世前期朝幕関係の研究』（吉川弘文館、二〇一一）第六・八・九章参照。

（73）『天文方代々記』には、貞享元年十二月朔日に「碁方御免、天文職被仰付、新規御切米百俵被下置」とある。

（74）『泰福卿記』貞享四年正月三日条には、花山院定誠、醍醐冬基、有栖川宮幸仁親王、土御門泰福の四人について、「此四人ハ、たとひ遠島へ遷幸有とも、御供可仕之由、以一封之連判、申上ル」とある。

（75）春海は延宝五年五月八日付け、泰福は同八年十一月晦日付けで、それぞれ山崎闇斎に対し、神道相伝に関する誓文（『神道大系論説編十二 垂加神道（上）』『門人誓紙』所収）を提出している。

（76）天和三年十一月晦日土御門泰福口状書（『明時館叢書』三所収）。

（77）『春海先生実記』天和三年十二月二十七日条。

（78）貞享元年十月二十九日貞享改暦宣下（『明時館叢書』三所収）。

（79）和田光俊・林淳「洪川春海年譜」（『神道宗教』一八四・一八五合併号、二〇〇二）五七頁。『兼輝公記』貞享元年五月十七日条において、一条兼輝は、改暦のための日影の計測を、陰陽頭である土御門泰福に命じ、その自邸で行うべきであるが、

「暦博士其外陰陽門生等不堪其術」という状況であるため、泰福とその兄弟が「所労故障」の時は代わりに「算哲」を召せばよいと述べている。

(80) (和田・林—二〇〇二) 五七頁。

(81) 『明時館叢書』三には、寺社奉行の坂本内記重治が春海に送った貞享元年四月五日付の書簡が含まれており、また(和田・林—二〇〇二) 五七頁によれば、春海は改暦に際し京都に赴いた際、寺社奉行から激励の書状を受け取っている。

(82) 『春海先生実記』には、「就中水戸黄門光圀卿、会津中将正之、愛先生(『春海』尤篤也)」とある。

(83) 譜代大名家の家中が元禄期の世間話を聞き書きしたと考えられる『世間咄風聞集』には、碁打ちとしての安井家を継いだ春海の義兄保井算知からの聞き書きが多く見られるが、その内容は、会津松平家や水戸家、譜代大名、院の御付衆、京都町奉行、京都の有力町人に関するもの、と多岐にわたっている。初めは同じく碁打ちとして身を立て京と江戸を行き来した春海の幅広い人脈は、基本的にここから窺える算知のそれを含むものと推測される。

(84) 池田雪雄「垂加神道と正親町公通」(『神道研究』三—二、一九四二) 五一—五六頁によれば、洪川春海は、垂加神道の精神は諸家の説を通じて聞きこれを取り入れるところにあると考え、その精神を守ろうとしたため、闇斎の後継者に任じられた正親町公通の、新たな説の撰取を拒否して闇斎の説をそのままに保持しようとするあり方と、思想的に合わなかったという。よって、春海が土御門泰福に近づき、安家神道を学んだことには、公通の継いだ垂加神道からの独立の動きの一環という意味もあったと考えられる。なお、正親町公通は、近松門左衛門が若い頃に一時期仕えた相手の一人といわれており(鳥越—一九八九) 一六頁)、その時点で公通と春海が対立関係にあったわけではないものの、公通との交流の経緯が近松の春海に対する見方に何らかの影響を及ぼした可能性もあり得る。

(85) 西内雅『洪川春海の研究』(至文堂、一九四〇) 一〇一—一〇二頁。

(86) 岩佐貫三「日本陰陽道の暦学への回帰——洪川春海思想にみる肯定と否定——」(『東洋学研究』七、一九七三) 一一頁。岩佐氏は、春海は、安家神道の奥義が垂加神道の垂流と知りつつも、改暦のために土御門家との関係を良好に保つべく、政策的に伝授を受けたと推測する。

(87) 土御門家と幸徳井家の確執については、遠藤克己「江戸期における陰陽道と暦道——土御門家と幸徳井家——」(『史叢』三五、一九八五) 参照。

(88) 実際、後述のごとく天和三年（一六八三）に諸国陰陽師支配を公認された土御門家は、神職や修験と比較して陰陽師の編成時期が遅れたために、吉田家や修験の本山派・当山派が編成しなかった雑多な宗教者を陰陽師として編成するとともに、既成の修験、神職の勢力を切り崩して配下に取り込もうとし、しばしば争論を起こすことになった。こうした争論については、林淳『近世陰陽道の研究』（吉川弘文館、二〇〇五）Ⅱ―Ⅳ「修験と陰陽師の占考争論」参照。

(89) 『世事見聞録』四の巻「陰陽道の事」。なお、文化十三年（一八一六）の成立と見られるこの史料には、土御門家とその配下の陰陽師の関係について、「これら土御門家の門人配下など唱ふれども、かの家に入入りし事もなく、別して伝授を受けし事なく、かの家より所々へ取締り所を立て置く所へ、年々運上を出だし、配符を得て渡世するなり。依つてかの家の法式を知らず、面々思ひくくに、或は周易を用ひ、或は暦法を用ひ、又は神道の祓ひをなし、又は密かに仏道の加持祈祷の法を行ひ、或は狐狸などを遣ひて奇怪の事を告げて、人を誑かし金銭を奪ふなり。土御門家または白川家、吉田家の神祇職においても、或は門人配下と唱へて国々在々まで配符を渡し置けれども、その者の貌もしらず、素生の善悪も知らず、また何様の法を用ひるも知らず、只年々の貢を取るのみの事なり。双方利慾同志の渡世なり。」という批判的な記述も見られ、陰陽道家の争いの主たる対象が配下からの経済的利益であったことを裏付ける。

(90) 元和四年（一六一八）には、後水尾天皇に重用されて多忙であった土御門泰重が、天皇の許しを得て、自ら陰陽頭の地位を幸徳井友景に譲っているが（『林』二〇〇五）七五頁）、土御門泰福の代になると、俄に幸徳井家からの陰陽頭の奪還につとめるようになる。

(91) 当該時期の霊元天皇の朝廷運営については、『田中』二〇一―二二―二三頁、〔久保〕一九九八〕一一〇―一二八頁参照。

(92) 『田中』二〇一―「第三・四章」。

(93) 『林』二〇〇五〕五八―六一頁。

(94) 『兼輝公記』天和三年四月十四日条に、「此相論儀数年未決定、先年過半泰福可為非分由、公私評儀決定、近年有子細泰福不非分旨有沙汰、然賀茂友傳朝臣旧冬卒去、今及此沙汰与先年時勢如反掌、此間儀不願上非者依難述委細略了」とあり、兼輝は、劣勢であった土御門家が形勢を逆転させた事情については記していない。この点につき、高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』第九章「近世陰陽道の編成と組織」（東京大学出版会、一九八九、初出は一九八四）は、「例えば幕府の意図などによって土御門家に有利に事情が展開したのであろうか」（二四一頁）と推測する。当時閑白であった兼輝が敢え

て委細を記さなかったのは、それより上位の権力が関わっているからと考えられるため、幕府と靈元天皇の意向が働いたのではないかと思われる。

- (95) 『兼輝公記』 天和三年四月十四日条によれば、ここ百年来、諸国に触れることは「武家御教書」をもって行ってきたため、これを「綸旨」によって行うことを認められたことは画期的であり、「旧貫」(＝旧慣)に復したもので「朝廷再興」である、という。しかし、天皇の綸旨のみでは現実にはどれほどの効力があつたかは疑わしく、將軍の朱印状による追認があつたからこそ諸国陰陽師の実効的支配が可能になったものと考えられる。

- (96) 『春海先生実記』 元禄十四年条に「春三月、友親來於東武至於先生之邸滞留、別室伝授曆術学、学貞享法、頗得而冬十一月帰京。於高家之官僚來於関東学习也、近代所不嘗有。」とある。

- (97) 『泰重卿記』 によれば、土御門泰重は、元和二年(一六二六)八月一日に日食の予想を外した際、「蒙恥辱候也、雖然非家職候故、御とかめにハあつからず」と記しており、また、同年九月に暦道を賀茂氏の庶流である幸徳井家に伝授して自らは手を引いた後の十二月には、「於当家少も造曆之古今之例無之」、さらに賀茂家正流の断絶によって実質的に暦道に携わっていた一時期においてさえ、暦の「奥書ニ安家位署無之、賀家之作名をいたし候て、奥書ニのせ申候由、有春自筆かきおき申候」と述べている(元和二年十二月十四日条)。

- (98) 林淳「陰陽師の活動」(林淳・小池淳一編著『陰陽道の講義』、嵯峨野書院、二〇〇二) 二九五頁。

- (99) 〔林一〇〇五〕 二七頁、広瀬秀雄「宝暦の改暦について」(『蘭学資料研究会研究報告』 一二七、一九六三) 参照。

- (100) 『暦道一式』 貞享三年(一六八六)十一月条に「大経師よりハ四五万程出申由ニ御座候」とある。『暦道一式』は院経師菊沢家の記録であり、菊沢家は慶長十八年(一六一三)以降改易を被ることなく明治期まで存続したため、記録が散逸せずに伝わったものと思われる。なお、この史料の複写の利用が可能になったのは、原本所蔵者の桃文行氏氏の御厚意によるものであり、この場を借りて深く御礼申し上げる。

- (101) 『暦道一式』 正徳二年(一七一二)九月二十六日条。これによれば、院経師は一万部では利益が上がらないとして、版行部数の制限の免除を願ひ出ており、享保二十年(一七三五)にも、版行部数を増やすための願ひ出をしているが(『暦道一式』同年七月朔日条)、大経師との兼ね合いもあり、認められなかったようである。享保年間には、大経師が院経師に対して、一万部という制限を超えて販売しているとの疑いをかけて何度か苦情を申し入れ(『暦道一式』享保七年十二月十五日条)、

ついには奉行にまで訴える事態に立ち至っていること（『暦道一式』享保十三年十二月十一日条）からも、暦の販売数をめぐり両者の間に長年にわたって緊張関係が存在したことが見て取れる。

(102) 『暦道一式』享保十四年閏九月二十二日条。

(103) 大経師と伊勢暦師の間の紛争については、〔林—二〇〇五〕一二五—一二六頁参照。

(104) 『渡邊—一九九三—一九七—一九八頁。』

(105) 『京都御役所向大概覚書』六—六「諸職人之事」によれば、大経師降屋内匠や院経師菊沢藤蔵と他の経師達は、共に石高は同程度で数石から十数石と僅かであり、大経師の莫大な収入の大半は暦の販売で得られる利益によるものと考えられる。

(106) 『渡邊—一九九三—一七五—一七九頁。』

(107) 『暦道一式』享保十四年閏九月二十二日条。この頃院経師菊沢家は、浜岡家の後を継いだ大経師降屋家と、暦の販売部数をめぐって争いを続けており、貞享改暦に際して院経師の暦の販売部数が一万部と決められた事情を示す記録を求め、当時の武家伝奏に問い合わせをしていた。その結果、貞享元年十二月十八日まで武家伝奏の職にあつた甘露寺家に記録があることが分かり、甘露寺家の家臣寺田宮内の話を院経師が書きとめたものがこの記事となつて残つたのである（『諏訪—一九七四—一七五—一七七頁』）。

(108) 『諏訪—一九七四—一七七—一七九頁。』但し、原文と対照すると、ごく僅かな脱字も見られるため、本文ではこれを訂正した上、解釈を示すために新たに読点を付した。

(109) 但し、記録する出来事を選択やその評価については、著者の立場に基づくバイアスがかかっていることは否定できない。『暦道一式』の記事の多少や内容から判断する限り、菊沢家は幸徳井家とかなり親しい一方、土御門家との間にはやや距離があり、浜岡家に取って代わつた大経師降屋家に対しては特に批判的であるように見える。

(110) 『諏訪—一九七四』が、文書の保管場所や貞享二年の暦の発行者から、浜岡家断絶の時期をこのように推定しており（一八一—一八二頁）、妥当と思われる。

(111) 『田中—二〇一一—一七五頁。』兼輝公記』天和二年六月二十一日条によれば、前年に所司代として赴任した稲葉は、公家の風俗に不正が多く、中でも武家伝奏や天皇の近臣に対する誹謗がなされているとし、彼らを罰することも厭わぬ姿勢を示している。

- (112) 『御当代記』貞享二年十二月十一日条によれば、稲葉正通が所司代であった時に、京都四条石垣町の茶屋が驕っていると噂を聞いてこれを穿鑿させたところ、あいにくその場に居合わせた桂昌院の甥の進藤新五郎が翌日書き置きをして切腹したということがある、これが、稲葉が小田原から越後高田への所替えという配流同然の仕打ちを受ける遠因の一つとなったという。また、元禄初期の編纂と見られる『土芥冠簪記』は、稲葉正通について「生得才智利発過程也。勿論文武ヲモ少々学ブ。人使ヒハ悪方也。是、仁愛ノ心ナキ故ト云リ。」と記した上で、編者の評として、「利発過程ト云ハ、不及二同。過タル故ニ、上ノ御旨ニ不叶シテ、所司代職ヲ被召上タリ。」と利発過ぎたことがかえって上の意に叶わず所司代職の罷免にまで繋がったとの見方を示している。
- (113) 例えば、井原西鶴の『日本永代蔵』巻三―「煎じやう常とはかはる問葉」において、長者になるための心得として「家職」に励むことが最も重視されていることは、こうした町人の意識を端的に示すものと思われる。
- (114) 『暦道一式』からは、院経師菊沢家が、暦家の幸徳井家とはかなり親しい関係を築き上げていたことが窺えるが、それでもむろん完全に対等というわけではない。また、菊沢家と幸徳井家は、それぞれ降屋家と土御門家という圧倒的な力を持つライヴァルに抑圧されている、よく似た境遇にあり、そのことが、両家の協力関係を特別に強める一因になったと考えられる。
- (115) 江戸町奉行所所蔵の牢帳から裁判の先例とすべき事例を抜粋し編纂した書である『御仕置裁許帳』の「主人之女房并師匠之妻と密通仕者之類」には、寛文四年(一六六四)から貞享五年(一六八八)の事例が載っているが、これを素材とする『元禄御法式』がまとめるごとく、基本的に「男女共二死罪」という結果となっており、『京都御役所向大概覚書』よりは刑が軽い。また、『科条類典』巻二十二「密通御仕置之事」によれば、寛保三年(一七四三)に「主人之妻と密通いたし候もの」について、「男ハ引廻之上獄門」、「女ハ死罪」と決められたことや、「従前々之例」として「主人之妻江密通之手引いたし候もの」も「死罪」に処せられてきたことが窺えるが、それでも京都の規定よりは軽く、理由は判然としないものの、刑罰やその背後にある思想に江戸と京都で違いが見られたことが分かる。
- (116) 「延享二丑年八月大岡越前守嶋長門守木下伊賀守差上候 御渡被成候御書付之儀ニ付請書」(『科条類典』巻二十二「密通御仕置之事」所収。これについては〔石井―一九九〇〕一六六―一六七頁も参照。
- (117) 〔石井―一九九〇〕一六七―一七二頁。なお、密夫から本夫に対する内済金は、江戸では享保大判一枚の価値にあたる七

両二分、大坂では五両二分が相場であり、後に江戸でも五両となったという。

- (118) 岡部長章「特に貞享甲子の改元改暦と元禄三大家の関連表現試論」(『近世文芸』二一、一九七三) 九一―一〇頁。当該碑は一九七三年当時において、既に題目が痕跡程度に磨滅していたようであり、二〇一一年三月に寂光寺を訪れたが、それを特定することはできなかった。その一方、「降屋内匠」の名を刻んだ墓石は確認することができた。

- (119) 「岡部——一九七三——一〇頁。なお、おさんと茂兵衛の供養塔や墓と伝わる場所は複数あり、例えば京都の日蓮宗の寺である宝塔寺には、両者の法名と思われる「宗有」・「妙正」という名が並んで刻まれた、おさん・茂兵衛の夫婦塚といわれる墓がある。

- (120) 「暦道一式」貞享二乙丑歳条。但し、「尤安井三哲も御内故懇意二」に続く文章が史料の破損のために一部欠けていることもあり、「御内」が、より具体的にどのような間柄を指すのかは不明である。

- (121) この手紙は『明時館叢書』三に収められており、伊勢暦・南都暦・三島暦・会津暦・院経師暦等については、販売地域や部数等を限定する一方で、大経師暦については、いずれの国においても自由に売買してよいと述べている。

- (122) 「暦道一式」享保六年八月十四日条や同年九月十六日条には、幸徳井家が、降屋内匠のこうした手続を無視した振舞やその他の多くの「不届」について院経師に語ったことが記されている。降屋内匠の一連の専横な所行とそれに対する暦家の対応については、(渡邊——一九九三) 一八三―一八五頁も参照。

- (123) 「暦道一式」享保七年七月二日条。

- (124) 「暦道一式」享保七年七月三日条。

- (125) 「暦道一式」享保七年十一月二十五日条。

- (126) (渡邊——一九九三) 一九六頁。

- (127) 阪口弘之「竹本義太夫——道頓堀興行界の戦略」(『国文学 解釈と教材の研究』四七―六、二〇〇二) 一一八頁。

- (128) 西沢一風の『今昔操年代記』によれば、この競演は貞享三年と思われる「刁の年^{とち}」に行われたことになっているが、『暦』の加賀掾正本と『賢女の手習並新暦』の義太夫正本が、共に貞享二年正月吉日の刊記を持っており、競演は貞享二年正月に行われたものと考えられる。大橋正叔「浄瑠璃史における貞享二年」(近松研究所十周年記念論文編集委員会編『近松の三百年』和泉書院、一九九九)は競演の現実性も疑うが、信多純一「大橋正叔氏「浄瑠璃史」における貞享二年」批判」(同

書所収）が指摘するように、大橋氏の根拠は薄弱であり、『今昔操年代記』の記事は年代に誤りがあるものの、競演に関する内容自体は信頼してよいと思われる。

(129) 〔阪口―二〇〇二〕一一八頁。

(130) 木谷蓬吟「賢女の手習並新暦 解説」（『大近松全集』第一巻、大近松全集刊行会、一九二六）四七七～四七八頁。

(131) 『安井家文書』所収の「安井氏系図」による。なお、道頓堀の開発・管理と安井家の関係についての詳細は、牧英正『道頓堀裁判』（岩波書店、一九八一）参照。

(132) 〔牧―一九八二〕二～四頁。但し、寛文五年（一六六五）以降、安井家が観覧しない場合には、安井棧敷も他の棧敷と同様に売ようになった。

(133) 〔阪口―二〇〇二〕一一七頁。